

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成28年 3 月  
(第 2 回訂正分)

## 株式会社アカツキ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年 3 月 8 日に関東財務局長に提出し、平成28年 3 月 9 日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年 2 月12日付をもって提出した有価証券届出書及び平成28年 2 月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,595,000株（引受人の買取引受による売出し1,100,000株・オーバーアロットメントによる売出し495,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成28年 3 月 8 日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

### 第一部【証券情報】

#### 第 1 【募集要項】

##### 2 【募集の方法】

平成28年 3 月 8 日に決定された引受価額(1,775.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,930円)で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第 233 条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

##### < 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「1,887,380,000」を「1,953,160,000」に訂正  
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「1,887,380,000」を「1,953,160,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
  5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
  6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
- (注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

### 3【募集の条件】

#### (2)【ブックビルディング方式】

##### <欄内の数値の訂正>

- 「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,930」に訂正  
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,775.60」に訂正  
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「887.80」に訂正  
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき1,930」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。  
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,800円～1,930円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。  
当該ブックビルディングの状況につきましては、  
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。  
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。  
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。  
以上が特徴でありました。  
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,930円と決定いたしました。  
なお、引受価額は1,775.60円と決定いたしました。
  2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,930円）と会社法上の払込金額（1,530円）及び平成28年3月8日に決定された引受価額（1,775.60円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
  3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は887.80円（増加する資本準備金の額の総額1,953,160,000円）と決定いたしました。
  4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,775.60円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
  7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
- (注) 8. の全文削除

### 4【株式の引受け】

#### <欄内の数値の訂正>

- 「引受けの条件」の欄：
2. 引受人は新株式払込金として、平成28年3月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,775.60円）を払込むことといたします。
  3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき154.40円）の総額は引受人の手取金となります。

#### <欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成28年3月8日に元引受契約を締結いたしました。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

#### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「3,774,760,000」を「3,906,320,000」に訂正

「発行諸費用の概算額(円)」の欄：「17,000,000」を「18,000,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「3,757,760,000」を「3,888,320,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額3,888,320千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限878,922千円と合わせて、当社グループ(当社、連結子会社1社、非連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社)は以下の通りに充当する予定であります。

- ① 当社グループの事業拡大を目的としたソーシャルゲーム事業の開発・運用に係る人件費やサーバー構築費用等の資金として3,637,906千円(平成29年3月期に1,575,084千円、平成30年3月期に2,062,822千円)を充当致します。
- ② 当社グループのコンテンツ配信サービスを効果的に拡大していくためのWEB広告や動画広告など各種広告宣伝費として385,244千円(平成29年3月期に111,751千円、平成30年3月期に273,492千円)を充当致します。
- ③ 国内で実績のあるタイトルを海外展開するためのAkatsuki Taiwan Inc.の運用資金として456,000千円(平成29年3月期に228,000千円、平成30年3月期に228,000千円)を充当致します。

残額につきましては、新規事業の開発・運用資金として充当致します。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年3月8日に決定された引受価額(1,775.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,930円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「2,051,500,000」を「2,123,000,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「2,051,500,000」を「2,123,000,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

### 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

#### <欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2.」を「1,930」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,775.60」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき1,930」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価格は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき154.40円）の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成28年3月8日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「923,175,000」を「955.350.000」に訂正  
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「923,175,000」を「955.350.000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。  
（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1.930」に訂正  
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき1.930」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成28年3月8日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である塩田元規（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式495,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 495,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,530円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 439,461,000円（1株につき金887.80円）</u> <u>増加する資本準備金の額 439,461,000円（1株につき金887.80円）</u>
(4)	払込期日	平成28年3月30日（水）

（注） 割当価格は、平成28年3月8日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（1,775.60円）と同一であります。

（以下省略）

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成28年 2 月  
(第 1 回訂正分)

## 株式会社アカツキ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年 2 月29日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年 2 月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 2,200,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成28年 2 月26日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し1,595,000株（引受人の買取引受による売出し1,100,000株・オーバーアロットメントによる売出し495,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

### 第一部【証券情報】

#### 第 1 【募集要項】

##### 1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

3. 上記とは別に、平成28年 2 月12日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 495,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカーブ取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び 3. 4. の番号変更

## 2【募集の方法】

平成28年3月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年2月26日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,530円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「3,609,100,000」を「3,366,000,000」に訂正  
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「1,953,160,000」を「1,887,380,000」に訂正  
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「3,609,100,000」を「3,366,000,000」に訂正  
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「1,953,160,000」を「1,887,380,000」に訂正

### <欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（1,800円～1,930円）の平均価格（1,865円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は4,103,000,000円となります。

## 3【募集の条件】

### (2)【ブックビルディング方式】

#### <欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,530」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,800円以上1,930円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月8日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①マネジメントの質が高く、堅実であること。

②ゲーム開発の仕組み、組織が整っていること。

③市場が成熟し、競争環境が激化していること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,800円から1,930円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,530円）及び平成28年3月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,530円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

#### 4【株式の引受け】

##### <欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社1,870,000、大和証券株式会社99,000、みずほ証券株式会社66,000、いちよし証券株式会社66,000、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社33,000、SMB C日興証券株式会社16,500、岩井コスモ証券株式会社16,500、株式会社SBI証券16,500、マネックス証券株式会社16,500」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成28年3月8日）に元引受契約を締結する予定であります。
  2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- （注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

#### 5【新規発行による手取金の使途】

##### （1）【新規発行による手取金の額】

###### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「3,906,320,000」を「3,774,760,000」に訂正  
「発行諸費用の概算額（円）」の欄：「18,000,000」を「17,000,000」に訂正  
「差引手取概算額（円）」の欄：「3,888,320,000」を「3,757,760,000」に訂正

###### <欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,800円～1,930円）の平均価格（1,865円）を基礎として算出した見込額であります。

##### （2）【手取金の使途】

上記の手取概算額3,757,760千円については、「1 新規発行株式」の（注）3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限849,321千円と合わせて、当社グループ（当社、連結子会社1社、非連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社）は以下の通りに充当する予定であります。

- ① 当社グループの事業拡大を目的としたソーシャルゲーム事業の開発・運用に係る人件費やサーバー構築費用等の資金として3,637,906千円（平成29年3月期に1,575,084千円、平成30年3月期に2,062,822千円）を充当致します。
- ② 当社グループのコンテンツ配信サービスを効果的に拡大していくためのWEB広告や動画広告など各種広告宣伝費として385,244千円（平成29年3月期に111,751千円、平成30年3月期に273,492千円）を充当致します。
- ③ 国内で実績のあるタイトルを海外展開するためのAkatsuki Taiwan Inc.の運用資金として456,000千円（平成29年3月期に228,000千円、平成30年3月期に228,000千円）を充当致します。

残額につきましては、新規事業の開発・運用資金として充当致します。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,123,000,000」を「2,051,500,000」に訂正  
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,123,000,000」を「2,051,500,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（1,800円～1,930円）の平均価格（1,865円）で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「955,350,000」を「923,175,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「955,350,000」を「923,175,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（1,800円～1,930円）の平均価格（1,865円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である塩田元規（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式495,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 495,000株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,530円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成28年3月30日（水）

（注） 割当価格は、平成28年3月8日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

#### （注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 28 年 2 月



株式会社アカツキ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式3,609,100千円（見込額）の募集及び株式2,123,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式955,350千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年2月12日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社アカツキ

東京都目黒区上目黒一丁目1番5号第二育良ビル4階

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

# 1 社名の由来



## Akatsuki

Akatsukiという社名の由来は「世界に夜明けを」という意味で、日本語の『 暁 』から取りました。  
感情を報酬に発展する社会を目指し、サービスやプロダクトで世の中に貢献したいと考えております。

また、Akatsukiらしい価値観に基づく働き方や組織の在り方を世の中に示し、

全ての人が笑顔でワクワクして明るい社会を実現することで、

Akatsukiが新しい時代の新しい価値観のシンボルでありたいという想いが込められています。

# 2 社会ビジョン・ミッション

社会  
ビジョン

## 「感情を報酬に発展する社会」

「感情を報酬に発展する社会」＝「お金などの目に見える報酬だけではなく、

心やつながりといった目に見えない感情も報酬とする社会」と考えております。

私達は、お金のような外から与えられる快樂ではなく自分の心の満足をもとに動いている社会、  
一人一人が本気でワクワクして、笑顔で楽しそうで、その活動自体が社会をよりよくしていく新しい  
形のボランタリーな社会を未来の社会として考えております。

ミッション

## 「ゲームの力で世界に幸せを」

「ゲームの力＝人の心を動かす力」と考えております。

ゲームの力を使い、世界をより幸せな場所に変えていけると考えております。

当社グループは、人の心を動かすエンターテインメント領域においてソーシャルゲーム事業を提供しております。併せて、「ゲームの力」を活用して第三次産業(医療、教育、人材領域、地方創生など)の多くで新たな価値を生み出していくために、リアルライフ領域における新しいサービスの企画・開発を現在行っております。

# 3 事業の概況

## ソーシャルゲーム事業について

当社グループは、国内SNS運営事業者が提供するプラットフォーム(注1)やApple Inc.及びGoogle Inc.などのプラットフォーム運営事業者が運営する各アプリマーケットにおいて、ソーシャルゲームを提供するソーシャルゲーム事業を行っております。

ソーシャルゲームは、これまでの家庭用ゲーム専用機のタイトルとは異なり、ユーザーが気軽に楽しめるゲームであり、月額基本料無料、一部アイテム課金制(注2)を採用するタイトルが主流となっており、当社グループが提供しているソーシャルゲームにつきましても同様の仕組みでサービスを提供しております。

また、ソーシャルゲームの開発においては、「オリジナルタイトル」の制作だけではなく、アニメや漫画等の、ユーザー認知度の高いキャラクター等のIP(注3)を有する他社(IP使用会社)との協業により、IPを利用したソーシャルゲーム(以下、「他社IP利用タイトル」という。)の制作を行っております。

(注)1. ソーシャルゲーム等を提供する際の土台・基盤として利用されるSNSのこと

2. 無料で入手することが可能であるアイテムやカード等をゲームを有利に進めるために有料で提供すること

3. Intellectual Property:著作権等の知的財産権

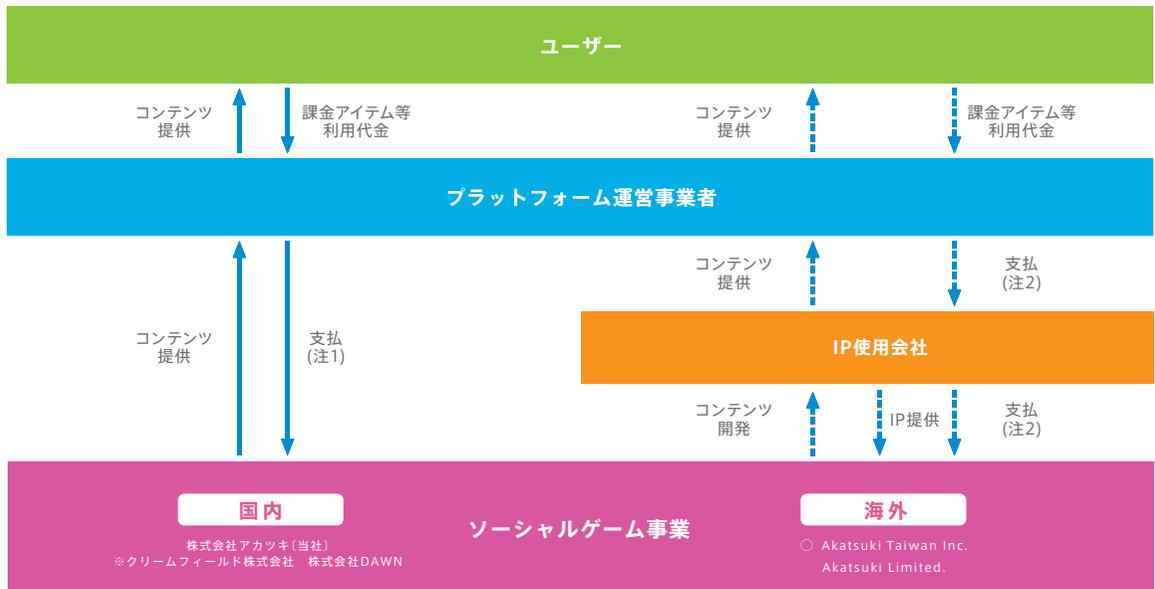
### ①オリジナルタイトルの制作

オリジナルタイトルにつきましては、企画、開発、運用及びマーケティングまでのソーシャルゲームを提供する一連の過程を自社で実施しております。現在、当社グループの主要なタイトルである「サウザンドメモリーズ」を含め、オリジナルタイトルは合計で5タイトルをユーザーへ提供しております。

### ②他社IP利用タイトルの制作

他社IP利用タイトルにつきましては、IPを利用して他社との協業によりユーザーへソーシャルゲームを提供し、その収益についてはIP使用会社から当社グループへ配分されております。現在提供している他社IP利用タイトルは合計で2タイトルとなります。

## [事業系統図]



○印は連結子会社 ※印は持分法適用関連会社 オリジナルタイトル → 他者IP利用タイトル

(注)1. ユーザーからの課金アイテム等利用代金から決済手数料及びプラットフォーム手数料(プラットフォーム運営事業者による代金回収代行業務及び売上管理業務に対する手数料)を差し引いた金額が、プラットフォーム運営事業者から当社グループへ支払われます。

2. ユーザーからの課金アイテム等利用代金から決済手数料及びプラットフォーム手数料を差し引いた金額がプラットフォーム運営事業者からIP使用会社へ支払われ、当社グループへの配分額はIP使用会社より支払われます。

## 主な提供タイトル

当社グループでは各プロダクト毎にターゲットユーザーを定め、それぞれ独自の世界観と体験を通じてユーザーに貢献するべく、サービス提供を行っています。



### 「サウザンドメモリーズ」(オリジナルタイトル)

かわいいちびキャラを指でつなげて戦うアクション  
ロールプレイングゲーム。

平成25年11月:iOS・Android版配信開始



(プレイ画面)



(プレイ画面)



### 「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」(他社IP利用タイトル)

「ドラゴンボールZ」を題材としたソーシャルゲーム。

※提供元(株)バンダイナムコエンターテインメント(株)アカツキが開発を担当。

© バードスタジオ / 集英社・フジテレビ・東映アニメーション

©BANDAI NAMCO Entertainment Inc.

平成27年1月:Android版配信開始 ※ iOS版は平成27年2月に配信開始



提供元: 株バンダイナムコエンターテインメント  
株バンダイナムコエンターテインメント、株バンダイナムコスタジオと共同開発  
(c) いのまたむつみ (c) 藤島康介  
(c)BANDAI NAMCO Entertainment Inc. Developed by Akatsuki/BANDAI NAMCO Studios Inc.

### 「テイルズ オブ リンク」(他社IP利用タイトル)

「テイルズ オブ シリーズ」を題材としたロールプレイングゲーム

平成26年3月:iOS版配信開始

※ Android版は平成26年4月に配信開始



### 「シンデレライレブン」(オリジナルタイトル)

新設の女子サッカークラブを舞台に、女子校生のキャラクターを育成し、全国大会で優勝を目指す育成型ゲーム。

平成25年7月:iOS・Android版配信開始

※ Mobage版は平成24年9月に配信開始

## リアルライフ領域について

当社グループは、「ゲームの力=人の心を動かす力」をエンターテインメント領域におけるソーシャルゲーム事業以外のリアルライフ領域にも活用し、個人それぞれがワクワク毎日を過ごせる場所(プラットフォーム)を提供できると考えております。具体的には、医療・教育、人材領域、地方創生などの各領域において、「ゲームの力」を活かした新しいサービスの企画・開発を現在行っております。

# 4 当社グループの特徴及び強み

当社グループは、ソーシャルゲームの企画・開発・マーケティング・運用を一貫して実施する体制を有しております。これらのバリューチェーンにおいて主に以下の4つの強みを有していることに加え、これらの強みを支える組織力、企業文化により、新しい面白さをもったタイトルを継続的に企画・開発し、効率的に複数タイトルを運用するよう努めております。

## “ソーシャルゲーム事業における主な4つの強み”

「世界観と面白さを統合したゲームを生み出し、  
ユーザーを長期的にエンゲージメントする仕組みをグローバルに構築する力」

### 世界観と面白さを構造的に生み出す 「企画力・プロデュース力」

・世界観から構築したオリジナルタイトルを16本リリース

・ノウハウの蓄積・共有やユーザー分析により再現性をもって「面白さ」を生み出す仕組み

### 技術資産や開発体制を活かした 「開発スピード」

・スマートフォンゲームの企画・開発からリリースまでを1年以内の実施

・2年以上前からスマートフォンゲームを開発してきたことによる、ゲームエンジン等の技術資産の蓄積

### 仕組化により複数タイトルで ユーザーとの長期関係を維持する 「運用力」

・ユーザー分析・ノウハウ共有・仕組化による複数タイトルの安定運用

・データ分析とPDCAサイクルによる効率的なマーケティング、リアルイベントなど長期のファン化への取組み

### 自前で海外に日本水準のユーザー エンゲージメントでのサービス運用ができる 「海外オペレーション力」

・台湾子会社から海外にサービスを提供できる運営体制

・日本のノウハウを展開することで、日本と同水準のユーザーエンゲージメントサービスを提供

## これらの強みを支える組織力・企業文化

・当社グループが大きな投資をしている「採用・育成・人事施策」によって構築された、チームとしての結果を最大化する組織力や、新しいサービスを生み出すという「ものづくり」の企業文化が、これらの強みを裏側で支えています。

### 企画力・プロデュース力

当社グループはこれまでブラウザゲーム及びネイティブアプリで合計16本のオリジナルタイトルをゼロから企画・開発しております。これらゲーム企画・プロデュースのノウハウやユーザー分析の結果を蓄積・共有することに加え、企画立案のプロセスからマーケティング部門が関わりユーザーテストなどの評価プロセスを実施することで、「世界観」と「面白さ」とを備えたゲームを分析的・継続的に再現できる体制を構築していると考えております。

### 開発スピード

当社グループは、専門能力を有する人材を確保し、ゲーム開発を少人数で実現する体制を築くことで、ユーザーニーズに沿ったゲームをタイムリーに提供することが可能な体制になっていると考えております。また、開発時に今後も流用できるゲームエンジン等の技術資産を蓄積しており、その活用により新規タイトルの開発期間を短縮できると考えております。

### 運用力

当社グループは、ノウハウの共有やツール等の自動化などによる高い生産性をベースに、複数タイトルを長期的に運用する体制を構築していると考えております。加えて、ユーザーの行動履歴を示す各種データを取得・分析し、PDCAサイクルを繰り返すことでユーザー特性に合った施策を適時に実施し、サービスの維持・拡大や収益向上を構造的に実現する仕組みを導入していると考えております。

また、マーケティングにおいても、ゲームの企画・開発段階からマーケティング戦略の立案に関わり、かつ各マーケティング施策に対して詳細なデータ分析を行い、PDCAを実施することにより、効率的なマーケティングを実施できるよう努め、加えて、リアルイベントなどによりユーザーを長期的にファン化する取組みを行うよう努めております。

### 海外オペレーション力

当社グループは、国内だけでなく今後成長が見込まれる海外市場へソーシャルゲームを提供すべく、台湾子会社が運用主体となり、日本のノウハウを展開することで、日本と同水準のユーザーエンゲージメントでのサービスをグローバルに展開するオペレーション体制を構築していると考えております。

# 5 ソーシャルゲーム事業の戦略

## ソーシャルゲーム市場の理解

国内のソーシャルゲーム市場全体は引き続き伸長していくと考えられますが、市場全体の成長は今後緩やかになり、その中で特定ユーザー向けの多様なジャンルのタイトルが伸びていくものと考えております。その背景としては、スマートフォンが汎用的な利用デバイスであり、いわゆる家庭用ゲーム機器のように買い替えが起こらないことや、スマートフォンゲームの多くが基本無料・一部有料課金型のモデルのため、特定のジャンルごとのユーザーが多く存在すると考えているからです。

すなわち、少数タイトルが市場を牽引する「市場創出期」から、ニーズが多様化するライト～ミドルコアユーザー(注)市場において複数の特定のジャンルが伸長する「市場拡大期」に市場トレンドがシフトしてきていると捉えております。

また、海外のソーシャルゲーム市場についても、国内市場と同様に多様化・細分化が始まってきていると考えております。

(注)ゲームユーザーにおいて、利用時間の長さやモチベーションの程度などに応じてコアユーザー、ライト～ミドルコア(ミッドコア)ユーザー、カジュアルユーザーに区分されると捉えております。

## ソーシャルゲーム事業の戦略

当社グループは、市場が拡大し、かつ、自社の強みが活用できると考えているライト～ミドルコアユーザーをターゲット市場として、以下の戦略で国内・海外に展開しております。

国内戦略は、①ニーズが多様化する複数の特定ジャンルに対して、企画力と開発スピードを活かして各カテゴリーにマッチしたタイトルを提供していると考えております。併せて、②オリジナルタイトル・他社IP利用タイトルのポートフォリオ戦略により、ゲーム事業におけるボラティリティを回避し、かつ既存タイトルを長期的に運用するよう努めております。

海外戦略としては、日本での収益タイトルを台湾子会社から、日本と同水準の運用レベルでグローバルに配信しており、これにより海外事業においても利益の維持・成長を確保していくよう努めております。

# 6 業績等の推移

## 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期 第3四半期
決算年月	平成23年5月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成27年12月

### (1) 連結経営指標等

売上高				2,136,797	4,344,948	3,926,570
経常利益				554,599	593,851	1,384,199
当期(親会社株主に帰属する四半期)純利益				346,124	368,676	635,169
包括利益又は四半期包括利益				346,124	373,975	629,729
純資産額				410,447	2,189,082	2,818,811
総資産額				1,611,530	3,438,391	4,292,278
1株当たり純資産額 (円)				41.04	122.85	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				34.61	33.05	56.35
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				-	-	-
自己資本比率 (%)				25.5	63.5	65.6
自己資本利益率 (%)				84.3	28.4	-
株価収益率 (倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー				524,865	463,831	-
投資活動によるキャッシュ・フロー				△229,542	△427,820	-
財務活動によるキャッシュ・フロー				449,941	1,154,927	-
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高				840,417	2,060,396	-
従業員数 (人)				22	66	-
(外、平均臨時雇用者数)				(14)	(28)	(-)

### (2) 提出会社の経営指標等

売上高	86,354	182,560	760,880	2,136,797	4,344,948
経常利益	316	53,385	37,513	520,137	601,397
当期純利益	141	29,713	22,645	323,513	409,656
資本金	1,000	1,000	1,000	1,000	700,930
発行済株式総数					
普通株式 (株)	100,000	100,000	100,000	100,000	104,545
A種優先株式	-	-	-	-	8,181
純資産額	1,141	30,855	53,500	377,014	2,191,329
総資産額	25,930	81,516	239,131	1,605,809	3,442,618
1株当たり純資産額 (円)	11.42	308.55	535.01	37.70	123.07
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.42	297.14	226.46	32.35	36.72
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	4.4	37.9	22.4	23.5	63.5
自己資本利益率 (%)	12.4	185.7	53.7	150.3	32.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	5	15	18	22	50
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(3)	(6)	(14)	(26)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第1期から第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期、第5期及び第6期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 第4期の連結自己資本利益率は連結初年度のため期末自己資本に基づいて算定しており、第1期の提出会社の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて算定しております。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(当社グループ及び当社から当社グループ外及び社外への出向者を除き、当社グループ外及び社外から当社グループ及び当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む。)は年間の平均人員を( )外数で記載しております。

6. 第4期及び第5期の連結財務諸表並びに財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人により監査を受けておりますが、第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、当該監査を受けておりません。

なお、第6期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人により四半期レビューを受けております。

7. 第2期は、決算期変更により平成23年6月1日から平成24年3月31日までの10か月となります。

8. 第6期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第6期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第6期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

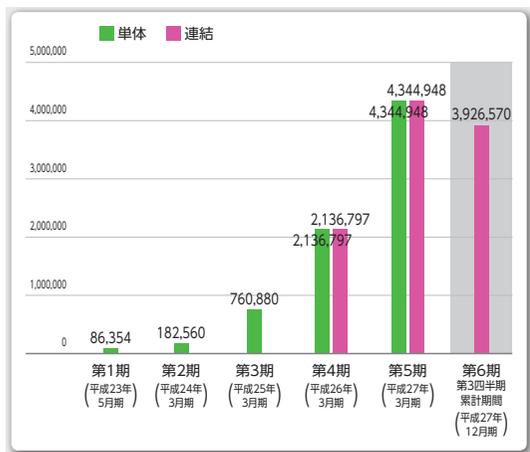
9. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。なお、1株当たり当期(四半期)純利益金額の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期、第2期及び第3期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 株式会社監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成23年5月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	0.11	3.09	5.35	37.70	123.07
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.01	2.97	2.26	32.35	36.72
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

10. 平成27年11月12日付をもって、株主の請求に基づきA種優先株式の全て(818,100株)を自己株式として取得し、対価として普通株式818,100株を交付しております。その結果、発行済株式総数は普通株式のみの11,270,600株となっております。なお、当社が取得したA種優先株式については平成27年11月30日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。

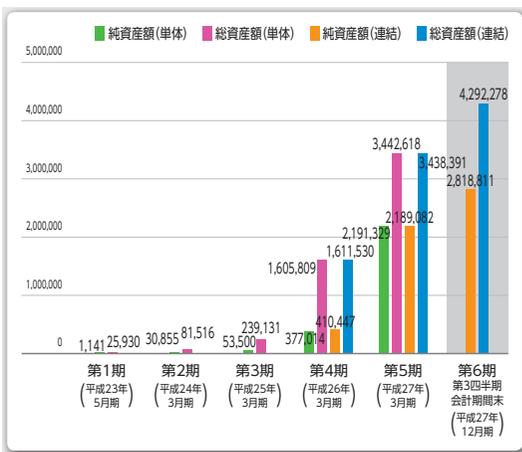
## 売上高

(単位：千円)



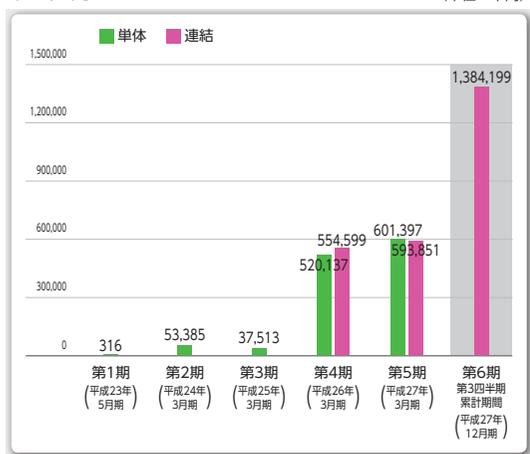
## 純資産額／総資産額

(単位：千円)



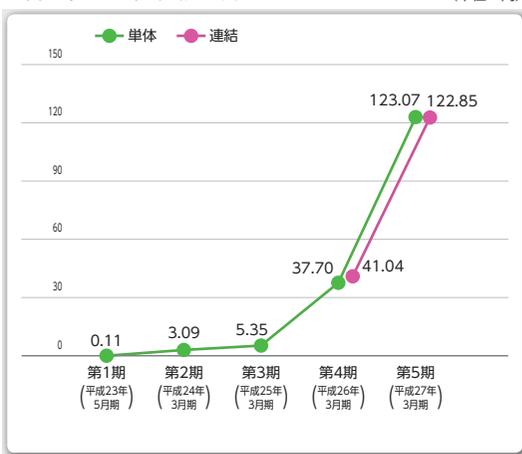
## 経常利益

(単位：千円)



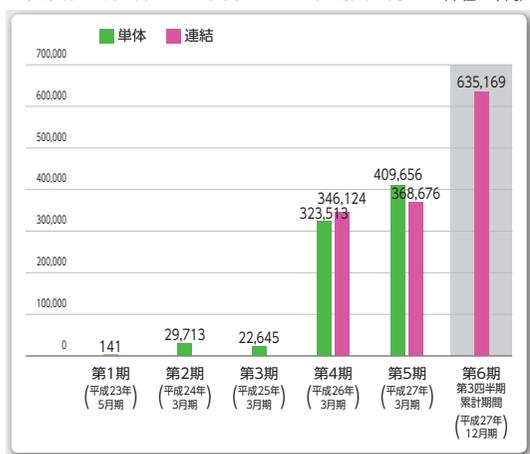
## 1株当たり純資産額

(単位：円)



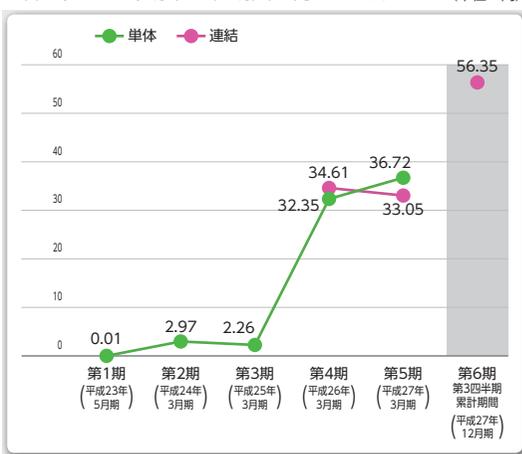
## 当期(親会社株主に帰属する四半期)純利益

(単位：千円)



## 1株当たり当期(四半期)純利益金額

(単位：円)



(注) 1. 当社は、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額」の各グラフでは、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を掲載しております。

2. 第2期は決算期変更により平成23年6月1日から平成24年3月31日までの10ヶ月となります。

# 目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 業績等の概要	20
2. 生産、受注及び販売の状況	22
3. 対処すべき課題	23
4. 事業等のリスク	25
5. 経営上の重要な契約等	30
6. 研究開発活動	30
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	60
3. 配当政策	60
4. 株価の推移	60
5. 役員の状況	61
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	63

第5	経理の状況	69
1.	連結財務諸表等	70
(1)	連結財務諸表	70
(2)	その他	106
2.	財務諸表等	107
(1)	財務諸表	107
(2)	主な資産及び負債の内容	119
(3)	その他	119
第6	提出会社の株式事務の概要	120
第7	提出会社の参考情報	121
1.	提出会社の親会社等の情報	121
2.	その他の参考情報	121
第四部	株式公開情報	122
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	122
第2	第三者割当等の概況	124
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	124
2.	取得者の概況	127
3.	取得者の株式等の移動状況	132
第3	株主の状況	133
	[監査報告書]	135

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月12日
【会社名】	株式会社アカツキ
【英訳名】	A k a t s u k i I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩田 元規
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒一丁目1番5号第二育良ビル4階
【電話番号】	03-6451-0277(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理事業部長 小川 智也
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒一丁目1番5号第二育良ビル4階
【電話番号】	03-6451-0277(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理事業部長 小川 智也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 3,609,100,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,123,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 955,350,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

# 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	2,200,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- （注）1. 平成28年2月12日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年2月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成28年2月12日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式495,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

### 2【募集の方法】

平成28年3月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年2月26日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	2,200,000	3,609,100,000	1,953,160,000
計（総発行株式）	2,200,000	3,609,100,000	1,953,160,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,930円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は4,246,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### ①【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年3月9日(水) 至 平成28年3月14日(月)	未定 (注) 4.	平成28年3月16日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年2月26日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月8日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年2月26日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年3月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年2月12日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年3月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年3月17日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年3月1日から平成28年3月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年3月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	—	2,200,000	—

- (注) 1. 平成28年2月26日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年3月8日)に元引受契約を締結する予定であります。  
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,906,320,000	18,000,000	3,888,320,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,930円)を基礎として算出した見込額であります。  
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額3,888,320千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限878,922千円と合わせて、当社グループ(当社、連結子会社1社、非連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社)は以下の通りに充当する予定であります。

- ① 当社グループの事業拡大を目的としたソーシャルゲーム事業の開発・運用に係る人件費やサーバー構築費用等の資金として3,767,906千円(平成29年3月期に1,640,084千円、平成30年3月期に2,127,822千円)を充当致します。
- ② 当社グループのコンテンツ配信サービスを効果的に拡大していくためのWEB広告や動画広告など各種広告宣伝費として385,244千円(平成29年3月期に111,751千円、平成30年3月期に273,492千円)を充当致します。
- ③ 国内で実績のあるタイトルを海外展開するためのAkatsuki Taiwan Inc.の運用資金として456,000千円(平成29年3月期に228,000千円、平成30年3月期に228,000千円)を充当致します。

残額につきましては、新規事業の開発・運用資金として充当致します。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年3月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,100,000	2,123,000,000	東京都目黒区 塩田元規 550,000株 東京都渋谷区 香田哲朗 550,000株
計(総売出株式)	—	1,100,000	2,123,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,930円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 3月9日(水) 至 平成28年 3月14日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年3月8日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	495,000	955,350,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 495,000株
計(総売出株式)	—	495,000	955,350,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式495,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,930円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 3月9日(水) 至 平成28年 3月14日(月)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である塩田元規（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式495,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 495,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成28年3月30日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成28年2月26日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成28年3月8日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成28年3月17日から平成28年3月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である塩田元規、売出人である香田哲朗、当社株主である株式会社サンクピア及び株式会社Owl Age並びに当社新株予約権者である小川智也、勝屋久、石倉孝彦、橋本雄祐及び安納達弥は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成28年6月14日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後180日目の平成28年9月12日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年2月12日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者(グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、株式会社リンクアンドモチベーション及びGlobis Fund IV, L.P.)及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	2,136,797	4,344,948
経常利益 (千円)	554,599	593,851
当期純利益 (千円)	346,124	368,676
包括利益 (千円)	346,124	373,975
純資産額 (千円)	410,447	2,189,082
総資産額 (千円)	1,611,530	3,438,391
1株当たり純資産額 (円)	41.04	122.85
1株当たり当期純利益金額 (円)	34.61	33.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	25.5	63.5
自己資本利益率 (%)	84.3	28.4
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	524,865	463,831
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△229,542	△427,820
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	449,941	1,154,927
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	840,417	2,060,396
従業員数 (人)	22	66
(外、平均臨時雇用者数)	(14)	(28)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 第4期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて算定しております。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイトを含む。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。

6. 第4期及び第5期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

7. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

8. 当社は、平成27年11月12日付をもって、株主の請求に基づきA種優先株式の全て（818,100株）を自己株式として取得し、対価として普通株式818,100株を交付しております。その結果、発行済株式総数は普通株式の

みの11,272,600株となっております。なお、当社が取得したA種優先株式については平成27年11月30日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成23年5月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	86,354	182,560	760,880	2,136,797	4,344,948
経常利益 (千円)	316	53,385	37,513	520,137	601,397
当期純利益 (千円)	141	29,713	22,645	323,513	409,656
資本金 (千円)	1,000	1,000	1,000	1,000	700,930
発行済株式総数 普通株式 (株) A種優先株式	100,000 —	100,000 —	100,000 —	100,000 —	104,545 8,181
純資産額 (千円)	1,141	30,855	53,500	377,014	2,191,329
総資産額 (千円)	25,930	81,516	239,131	1,605,809	3,442,618
1株当たり純資産額 (円)	11.42	308.55	535.01	37.70	123.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.42	297.14	226.46	32.35	36.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.4	37.9	22.4	23.5	63.5
自己資本利益率 (%)	12.4	185.7	53.7	150.3	32.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	5 (1)	15 (3)	18 (6)	22 (14)	50 (26)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第1期から第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 第1期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて算定しております。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイトを含む。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。

6. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

7. 第2期は、決算期変更により平成23年6月1日から平成24年3月31日までの10ヵ月となります。

8. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133

号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期、第2期及び第3期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	平成23年5月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	0.11	3.09	5.35	37.70	123.07
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.01	2.97	2.26	32.35	36.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

9. 当社は、平成27年11月12日付をもって、株主の請求に基づきA種優先株式の全て(818,100株)を自己株式として取得し、対価として普通株式818,100株を交付しております。その結果、発行済株式総数は普通株式のみの11,272,600株となっております。なお、当社が取得したA種優先株式については平成27年11月30日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。

## 2 【沿革】

当社は、感情を報酬に発展する社会を目指し、サービスやプロダクトで世の中に貢献したいと考えております。また、Akatsukiらしい価値観に基づく働き方や組織の在り方を世の中に示し、全ての人が笑顔で明るい社会を実現することで、Akatsukiが新しい時代の新しい価値観のシンボルでありたいという想いが込められています。当社の社名であるAkatsukiの由来はそうした想いのもと、「世界に夜明けを」という意味で、日本語の「暁」から取っております。なお、当社の変遷は次のとおりであります。

年月	概要
平成22年6月	東京都渋谷区において、ソーシャルゲーム（注1）の企画、開発及び運営を目的として株式会社アカツキを設立
平成22年9月	株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage」へソーシャルゲームの提供を開始
平成23年2月	ブラウザゲーム（注2）「シンデレラナイン」をリリース
平成24年7月	本社を東京都目黒区に移転
平成24年9月	ブラウザゲーム「シンデレライレブン」をリリース
	グリー株式会社が運営する「GREE」へソーシャルゲームの提供を開始
	株式会社ミクシィが運営する「mixi」へソーシャルゲームの提供を開始
平成25年7月	ネイティブアプリ（注3）「シンデレライレブン」をリリース
平成25年11月	ネイティブアプリ「サウザンドメモリーズ」をリリース
平成26年3月	株式会社バンダイナムコスタジオとの共同開発案件であるネイティブアプリ「テイルズ オブ リンク」（株式会社バンダイナムコエンターテインメント提供）iOS版をリリース（注4）
平成26年7月	台湾に子会社Akatsuki Taiwan Inc.（現連結子会社）を設立
平成27年1月	株式会社バンダイナムコエンターテインメントとの協業により、ネイティブアプリ「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」Android版をリリース（注5）
平成27年7月	株式会社バンダイナムコエンターテインメントとの協業により、ネイティブアプリ「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」海外版をリリース

- （注） 1. ソーシャルネットワーキングサービス（「SNS」）をプラットフォームとし、利用者同士の繋がりや交流関係を活かしたゲームの総称
2. ウェブブラウザ上にて操作可能なゲームの総称
3. Apple Inc. が運営する「App Store」やGoogle Inc. が運営する「Google Play」等のアプリマーケットよりプログラムをダウンロードして利用するアプリケーション
4. Android版は平成26年4月にリリース
5. iOS版は平成27年2月にリリース

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社1社（Akatsuki Taiwan Inc.）、非連結子会社2社（Akatsuki Limited.・株式会社DAWN）及び持分法適用関連会社1社（クリームフィールド株式会社）の合計5社により構成されております。

当社グループは、社会ビジョンを「感情を報酬に発展する社会」、ミッションを「ゲームの力で世界に幸せを」と掲げており、人の心を動かすエンターテインメント領域においてソーシャルゲーム事業を行っております。

「感情を報酬に発展する社会」については、お金などの目に見える報酬だけではなく、心やつながりといった目に見えない感情も報酬とする社会と定義しており、お金のような外から与えられる快樂ではなく自分の心の満足をもとに動いている社会、一人一人が本気でワクワクして、笑顔で楽しそうで、その活動自体が社会をよりよくしていく新しい形のボランタリーな社会を未来の社会として考えております。

「ゲームの力で世界に幸せを」とは、「ゲームの力=人の心を動かす力」と考え、ゲームの力を使って世界をより幸せな場所に変えていけると定義しております。

当社グループは、ソーシャルゲーム事業に加え、「ゲームの力」を活用して第三次産業（医療、教育、人材領域、地方創生など、以下「リアルライフ領域」という。）の多くで新たな価値を生み出していくために、リアルライフ領域における新しいサービスの企画・開発を現在行っております。

なお、当社グループはソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

#### (1) ソーシャルゲーム事業について

当社グループは、国内SNS運営事業者が提供するプラットフォーム（注1）やApple Inc.及びGoogle Inc.などのプラットフォーム運営事業者が運営する各アプリマーケットにおいて、ソーシャルゲームを提供するソーシャルゲーム事業を行っております。

ソーシャルゲームは、これまでの家庭用ゲーム専用機のタイトルとは異なり、ユーザーが気軽に楽しめるゲームであり、月額基本料無料、一部アイテム課金制（注2）を採用するタイトルが主流となっており、当社グループが提供しているソーシャルゲームにつきましても同様の仕組みでサービスを提供しております。また、ソーシャルゲームの開発においては、「オリジナルタイトル」の制作だけではなく、アニメや漫画等の、ユーザー認知度の高いキャラクター等のIP（注3）を有する他社（IP使用会社）との協業により、IPを利用したソーシャルゲーム（以下、「他社IP利用タイトル」という。）の制作を行っております。

- (注) 1. ソーシャルゲーム等を提供する際の土台・基盤として利用されるSNSのこと  
2. 無料で入手することが可能であるアイテムやカード等をゲームを有利に進めるために有料で提供すること  
3. Intellectual Property：著作権等の知的財産権

#### ① オリジナルタイトルの制作

オリジナルタイトルにつきましては、企画、開発、運用及びマーケティングまでのソーシャルゲームを提供する一連の過程を自社で実施しております。現在、当社グループの主要なタイトルである「サウザンドメモリーズ」を含め、オリジナルタイトルは合計で5タイトルをユーザーへ提供しております。

#### ② 他社IP利用タイトルの制作

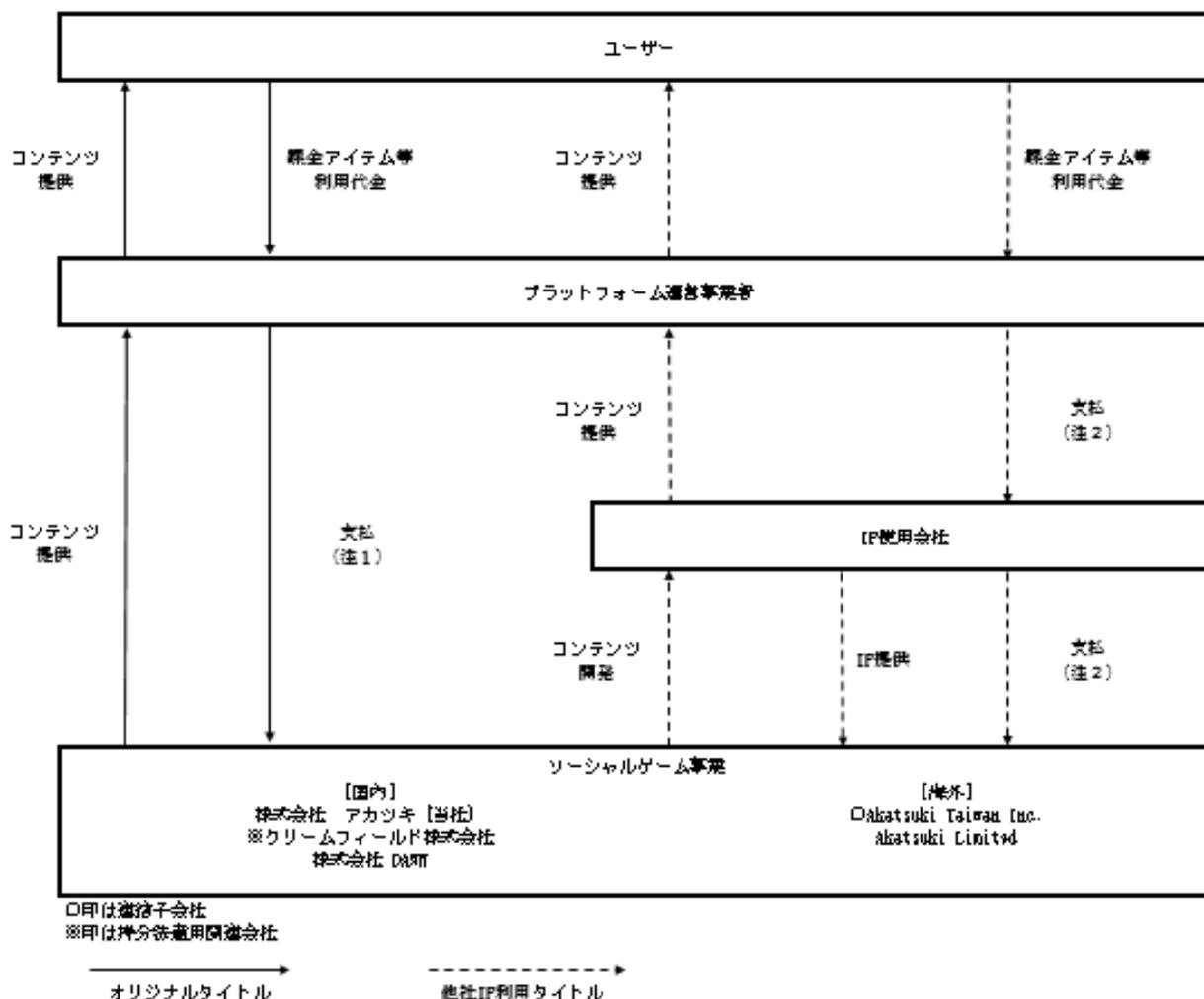
他社IP利用タイトルにつきましては、IPを利用して他社との協業によりユーザーへソーシャルゲームを提供し、その収益についてはIP使用会社から当社グループへ配分されております。現在提供している他社IP利用タイトルは合計で2タイトルとなります。

<主な提供タイトル>

当社グループでは、各プロダクト毎にターゲットユーザーを定め、それぞれ独自の世界観と体験を通じてユーザーに貢献するべく、サービス提供を行っております。

タイトル名	プラットフォーム	オリジナル/他社IP	ゲーム内容等
シンデレラナイン	Mobage	オリジナル	高校の女子野球部を舞台に全国大会で優勝を目指す育成型ゲーム
シンデレライレブン	App Store Google Play Mobage	オリジナル	新設の女子サッカークラブを舞台に女子校生のキャラクターを育成し、全国大会で優勝を目指す育成型ゲーム
サウザンドメモリーズ	App Store Google Play	オリジナル	かわいいいちびキャラを指でつなげて戦うアクションロールプレイングゲーム
テイルズ オブ リンク	App Store Google Play	他社IP	「テイルズ オブ シリーズ」を題材としたロールプレイングゲーム
ドラゴンボールZ ドッカンバトル	App Store Google Play	他社IP	「ドラゴンボールZ」を題材としたソーシャルゲーム
ソウル オブ クリスタル	Mobage	オリジナル	ストーリー型ダンジョンロールプレイングゲーム

[事業系統図]



(注) 1. ユーザーからの課金アイテム等利用代金から決済手数料及びプラットフォーム手数料（プラットフォーム運営事業者による代金回収代行業務及び売上管理業務に対する手数料）を差し引いた金額が、プラットフォーム運営事業者から当社グループへ支払われます。

2. ユーザーからの課金アイテム等利用代金から決済手数料及びプラットフォーム手数料を差し引いた金額がプラットフォーム運営事業者からIP使用会社へ支払われ、当社グループへの配分額はIP使用会社より支払われます。

(2) 当社グループの特徴及び強み

当社グループの主な特徴及び強みは以下のとおりです。

① 企画力・プロデュース力

(a) オリジナルタイトルの企画力

当社グループは、これまでブラウザゲーム及びネイティブアプリで合計16本の自社によるオリジナルタイトルをゼロから企画・開発しております。ソーシャルゲーム市場については、ユーザーがおもしろいと感じて楽しめるタイトルを提供することが重要と考えており、当社グループはソーシャルゲームを自社によるオリジナルタイトルでゼロから企画・開発を行っている強みがあると考えております。

(b) ノウハウの蓄積・企画立案プロセスの整備

当社グループは、企画、開発及び運営に至る主要なプロセスを自社で一貫して行うことにより、ソーシャルゲームの開発及び運営のノウハウを蓄積してまいりました。また、既存タイトルにおける過去の施策とそのユーザー分析結果を開発・運営部門全体で共有することにより、新規タイトルの企画、開発や既存タイトルの運営にも応用しており、組織としてノウハウを蓄積・活用できる体制を構築していると考えております。

なお、企画立案のプロセスからマーケティング部門が関わり、社内レビューやユーザーテストなどを繰り返し実施し、「世界観」と「面白さ」とを備えたゲームを分析的・継続的に再現できるプロセスを導入しております。

② 開発スピード

(a) 開発力

当社グループは、専門能力を有する人材を確保し、ゲームの企画から開発・運営までを少人数で実現する体制を築くことで、ユーザーのニーズに沿った企画や機能を適時に取り込んだゲームを、開発費用を抑制しつつ市場に提供することが可能な体制となるよう努めております。

(b) 技術力

当社グループは、ネイティブアプリ市場の立ち上がり当初から、複数の開発領域に対応できるエンジニアを採用・確保してまいりました。加えて、個々のゲームタイトルの開発時に、今後の新規タイトルにも流用できる技術資産を意識的に開発・蓄積しております。これにより、ネイティブアプリの開発において組織として高い技術的知見を保有するだけでなく、自社のゲームエンジン等の技術資産を応用することにより、新規タイトルの開発期間を1年以内に短縮できる技術力を実現していると考えております。

③ 運用力

(a) オリジナルタイトル及び他社IP利用タイトルの展開

当社グループはオリジナルタイトルの開発と他社IP利用タイトルの開発を行っております。オリジナルタイトルはゲーム内で使用するイラスト費やプロモーションコストを当社グループで負担する必要がありますが、当社グループに対する収益分配率は高くなります。一方、アニメや漫画等の有力なIPは、IP使用会社等への収益分配があるため、収益分配率がオリジナルタイトルと比べ低くなりますが、ゲーム内で使用するイラスト費やプロモーションコストを抑えることが可能であることに加えて、ユーザーの認知度が高いため、サービス開始直後から一定のユーザーの獲得を見込むことができると考えております。そのため、ターゲットユーザーや収益構造が異なるオリジナルタイトルと他社IP利用タイトルのゲームコンテンツを共に提供することによりリスクをヘッジすることが可能と考えております。

(b) 複数タイトルの運営体制

当社グループは、継続的に安定的な収益を確保するために、ノウハウの共有やツール等の自動化を行い、複数の既存タイトルの運営と新規タイトルの開発を同時並行で行う体制を構築しております。また、国内外において優秀な人材の採用を積極的に進めることにより、一人当たりの効果的な生産性を実現し、少ない人員数でそれぞれのタイトルを運用する体制を実現していると考えております。

(c) データ分析及びPDCAサイクルの実行

ソーシャルゲームは、これまでの家庭用ゲーム専用機向けタイトルとは異なり、サービスの開始後もユーザーの動向に合わせてゲーム内容の改良を常に行っていくことが必要となっております。当社グループは、DAU、課金率、ARPPU（注）等の基礎的なデータを初めとして、ユーザーの行動履歴を示す各種指標を取得することによりユーザーの動向を把握し、各種施策を適時に実施することにより収益向上に取り組んでおります。また、ユーザーから寄せられたクレームやコンテンツの問題点を認識し、それを改善するための計画の立案、実行及び修正というPDCAサイクルを繰り返し実行することにより、ユーザー基盤の維持・拡大とさらなる収益の拡大を図っております。

(注) DAU (Daily Active Users) : 1日においてサービスを利用したユーザー数

課金率 : サービスを利用しているユーザーのうち課金アイテムを購入したユーザーの割合

ARPPU (Average Revenue Per Payed User) : 課金ユーザー1人当たりの平均売上高

(d) マーケティング力

当社グループでは、ウェブだけでなくテレビCMを含めた効率的なマーケティングを意識して実践しております。具体的には、マーケティング部門が各ゲームタイトルの企画・開発段階から関わることにより、プロダクトを理解した上でマーケティング施策を立案できる体制を構築していると考えております。また、各マーケティング施策に対して詳細なデータ分析を行い、PDCAを実施することにより、ユーザー獲得単価を適切な水準にコントロールできております。

また、マルチメディア展開、他社とのコラボレーションやリアルイベントなどにより、ユーザーを長期的にファン化する取り組みも積極的に行っております。

これらの結果、広告宣伝費を効率的に活用し、収益性の確保に努めております。

④ 海外オペレーション力

当社グループは、国内だけでなく今後成長が見込まれる海外市場においても、当社グループのソーシャルゲームを提供していく必要があると考えており、台湾にある海外子会社 (Akatsuki Taiwan Inc.) が運用主体となつて、日本のノウハウを展開することで、日本と同水準のユーザーエンゲージメントでのサービスをグローバルに展開するオペレーション体制を構築しております。具体的には、当社グループで実績のあるタイトルにつきましては、台湾子会社にて海外向けにローカライズ (注) することにより提供し、国内での運用ノウハウを展開することにより、効率的な運用を目指しております。

また、新規タイトルにつきましては、当社グループ内で密に連携することにより、国内・海外において各国の市場の状況に応じて適時にソーシャルゲームを提供できる体制を構築していると考えております。

(注) ローカライズとは、ソフトウェアの多言語対応の段階の一つで、国際化されたソフトウェアをある特定の言語へ調整し、各国に対応させることをいいます。

⑤ 組織力・企業文化

当社グループは、メンバー一人ひとりがモチベーション高く、それぞれの才能を最大限活用でき、さらにチームとしても最高のパフォーマンスを発揮できる組織作りや、新しいサービスを生み出すという「ものづくり」としての企業文化構築を重視しています。そのために企業理念やカルチャーに適合する人材を採用するとともに、人材育成のための研修や人事施策、企業文化の醸成やオフィス環境の整備に対して積極的に投資しております。

⑥ ゲーム企画・開発経験の豊富な経営陣

当社グループの経営陣は、自らが複数のソーシャルゲームの企画・開発に携わっており、サービスへの理解と経験があります。そのような経営陣及びプロデューサー陣の目利き・クオリティチェックにより、ゲームのクオリティを担保し、ヒットタイトルを継続的に生み出す体制構築を図っております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Akatsuki Taiwan Inc.	台湾 台北市	3,000 万台湾ドル	ソーシャルゲーム事業	100.0	海外用アプリの開発委託 役員の兼務2名
(持分法適用関連会社) クリームフィールド株式会社	東京都 渋谷区	100,510 千円	ソーシャルゲーム事業	40.1	アプリの開発委託

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 上記以外に非連結子会社が2社あります。  
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
 4. 特定子会社に該当する会社はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成28年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
ソーシャルゲーム事業	101 (52)
合計	101 (52)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイトを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
 2. 従業員数が最近1年間において38名増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。  
 3. 当社グループは、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

##### (2) 提出会社の状況

平成28年1月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
59 (52)	29.7	1.8	6,067

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイトを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 従業員数が最近1年間において8名増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。  
 4. 当社は、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第5期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度における我が国の経済は、政府の経済政策への期待感から株式市場は上昇傾向、為替市場は円安傾向と一定の回復の兆しを見せ始めたものの、消費税率引き上げによる影響等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが属するソーシャルゲーム業界を取り巻く環境については、高速データ通信に対応した携帯電話の契約数が、平成26年12月末時点において1億2,511万件となるとともに、スマートフォン及びタブレット端末によるインターネット利用が急増しております。中でも、スマートフォンが順調に普及しており、契約数が6,544万件となり、端末契約数に占める割合は、52.3%となりました。（出典：株式会社MM総研「2014年国内携帯電話端末出荷概況」）

このような環境の中、当社グループは、既存タイトルの拡大と新規タイトルの投入に注力してまいりました。前連結会計年度より、ネイティブアプリの開発に経営資源を集中し、平成25年7月に「シンデレライレブン」、平成25年11月に「サウザンドメモリーズ」、平成26年3月に株式会社バンダイナムコスタジオとの共同開発案件である「テイルズ オブ リンク」（株式会社バンダイナムコエンターテインメント提供）、平成27年1月に株式会社バンダイナムコエンターテインメントとの協業タイトルである「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」をリリースいたしました。特に「サウザンドメモリーズ」に関しては、平成27年3月末時点で累計800万ダウンロードを超えるアプリへと成長しました。また、「テイルズ オブ リンク」については、平成27年3月末時点で累計120万ダウンロード、「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」については、平成27年3月末時点で累計1,000万ダウンロードに達しております。また、国内における優秀な人材の採用競争が厳しさを増す中、事業成長のための人材確保とコスト競争力の向上を目的として、平成26年7月台湾において子会社（Akatsuki Taiwan Inc.）を設立いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,344,948千円（前年同期比103.3%増）、営業利益577,515千円（同4.7%増）、経常利益は593,851千円（同7.1%増）、当期純利益は368,676千円（同6.5%増）となりました。

なお、当社グループはソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第6期第3四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善傾向の中で、中国経済をはじめとした海外景気の下振れといった我が国の景気を下押しするリスクはあるものの、全体として緩やかな回復傾向で推移いたしました。また、当社グループが属するソーシャルゲーム業界を取り巻く環境については、高速データ通信に対応した携帯電話の契約数が、平成27年3月末時点において1億2,651万件となるとともに、スマートフォン及びタブレット端末によるインターネット利用が急増しております。中でも、スマートフォンが順調に普及し契約数が6,850万件となり、端末契約数に占める割合は54.1%となりました。（出典：株式会社MM総研「スマートフォン契約数および端末別の月額利用料金・通信量（2015年3月）」）

このような環境の中、当社グループは、既存タイトルの拡大と新規タイトルの投入に注力してまいりました。当第3四半期連結累計期間においても継続して、ネイティブアプリの開発及び運用に経営資源を集中しており、平成25年7月に「シンデレライレブン」、平成25年11月に「サウザンドメモリーズ」、平成26年3月に株式会社バンダイナムコスタジオとの共同開発案件である「テイルズ オブ リンク」（株式会社バンダイナムコエンターテインメント提供）、平成27年1月に株式会社バンダイナムコエンターテインメントとの協業タイトルである「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」をリリース後、順調にユーザー数が増加しております。特に「サウザンドメモリーズ」に関しては、幅広い年齢層からの支持を受け、平成27年12月末時点で累計907万ダウンロードを超える人気アプリへと成長しました。また、「テイルズ オブ リンク」については、国内累計130万ダウンロード、「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」については、国内外累計で3,000万ダウンロードに達しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高3,926,570千円、営業利益1,489,158千円、経常利益1,384,199千円、親会社株主に帰属する四半期純利益635,169千円となっています。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

第5期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年末に比べ1,219,978千円増加し、2,060,396千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、営業活動の結果得られた資金は463,831千円（前連結会計年度は524,865千円の獲得）となりました。これは主に、法人税等の支払額338,867千円があった一方で、売上増加に伴い税金等調整前当期純利益591,324千円の計上があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、投資活動の結果支出された資金427,820千円（前連結会計年度は229,542千円の支出）となりました。これは主に、オフィスの増床に伴う有形固定資産の取得による支出50,510千円、コンテンツ開発に伴う無形固定資産の取得による支出93,600千円及び投資有価証券の取得による支出258,884千円が発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動の結果得られた資金は1,154,927千円（前連結会計年度は449,941千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の純減額132,500千円、長期借入金の返済による支出117,232千円があった一方で、第三者割当の方法による株式の発行による収入1,399,860千円の計上があったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、当該記載を省略しております。

### (2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、当該記載を省略しております。

### (3) 販売実績

第5期連結会計年度及び第6期第3四半期連結累計期間の配信ゲームタイトルの言語別の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループは、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであります。

区分	第5期連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比 (%)	第6期第3四半期 連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
日本語 (千円)	4,164,073	196.3	3,166,758
海外言語 (千円)	180,875	—	759,812
合計 (千円)	4,344,948	203.3	3,926,570

(注) 1. 最近2連結会計年度及び第6期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第4期連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第5期連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第6期第3四半期 連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Google Inc.	669,522	31.3	1,833,798	42.2	684,819	17.4
Apple Inc.	513,096	24.0	1,007,118	23.2	374,737	9.5
株式会社バンダイナム コスタジオ	175,401	8.2	667,569	15.4	321,196	8.2
株式会社ディー・エ ヌ・エー	721,211	33.8	384,794	8.9	222,910	5.7
株式会社バンダイナム コエンターテインメン ト	—	—	259,541	6.0	2,011,904	51.2

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. Google Inc.、Apple Inc.及び株式会社ディー・エヌ・エーに対する販売実績は、当社グループが同社等を介して行う課金サービスのユーザーに対する利用料の総額であります。

### 3【対処すべき課題】

当社グループが属するソーシャルゲーム業界につきましては、急速に市場が拡大しているものの、新規参入企業の増加に伴い競争環境も激化しております。

このような状況の下、当社グループといたしましては継続的に良質なゲームタイトルを市場に投入し、多様化するユーザーの嗜好に応える組織体制を整える必要があると考えております。また、今後の規模拡大に伴いコーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

#### (1) 収益力のあるタイトルの提供

当社グループが属するソーシャルゲーム業界を取り巻く環境については、高速データ通信に対応した携帯電話の契約数が、平成26年12月末時点において1億2,511万件となるとともに、スマートフォン及びタブレット端末によるインターネット利用が急増しております。中でも、スマートフォンが順調に普及しており、契約数が6,544万件となり、端末契約数に占める割合は、52.3%となりました。（出典：株式会社MM総研「2014年国内携帯電話端末出荷概況」）当社グループは、この動向を踏まえ、モバイル端末向けのソーシャルゲーム市場も今後、堅調に成長していくと考えており、一方で世界規模での競争が激化していくと予想されるものの、Apple Inc. やGoogle Inc. が運営する各アプリマーケットの規模は拡大し、引き続きポテンシャルの高い市場であると考えております。

このようなマーケット環境の下、当社グループがソーシャルゲーム事業においてこれまで以上に収益を伸ばしていくためには、既存タイトルの企画、開発及び運営により蓄積したソーシャルゲームのノウハウを用いて、収益力の高いタイトルを継続的、安定的に提供し続けることが重要であると認識しております。そのため当社グループは、既存タイトルを長期的に運用していくために、ユーザーの行動履歴を分析し、それを次の施策に活用しております。また、オリジナルタイトルの開発に加え、他社IP利用タイトルを開発することにより、収益基盤の拡大と安定化を図るとともに、既存タイトルで得たノウハウをベースに新規タイトルを開発することで、収益力の高いソーシャルゲームを提供することに取り組んでまいります。

#### (2) 海外市場展開の強化

当社グループは、国内だけでなく、今後より一層の成長が見込まれる海外市場に当社グループのソーシャルゲームを提供していく必要があると考えており、その上でApple Inc. やGoogle Inc. が運営する各アプリマーケット上において、当社グループのソーシャルゲームを提供していく必要があると考えております。具体的には、各地域の国民性や言語、デバイスの普及状況などに鑑みて、今後も海外市場に通用するゲームタイトルの開発・運営に取り組んでまいります。

#### (3) ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な要素であると考えております。当社グループは、これまでもデータ分析結果等を通じてマーケティングを実行してきておりますが、マーケティング施策の精度向上や新しいプロモーションの取り組み、ユーザーエンゲージメントを高める各種施策などにより、広告宣伝に関する費用対効果を維持・向上させつつ、積極的なマーケティングを実施することによりユーザー数の維持・増加を図ってまいります。

#### (4) 新技術への対応

当社グループは、技術革新が激しい業界において継続的に成長を遂げるためには、新技術への対応を適時に行うことが重要な課題であると考えております。したがって、当社グループは、近年普及が拡大しているスマートフォンやタブレット端末に限らず、次々と登場する新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、必要な対応や積極的な投資を行ってまいります。

#### (5) 優秀な人材の確保

当社グループは、市場の拡大、新規参入企業の増加、ユーザーの多様化に迅速に対応していくためには、優秀な人材の確保及び育成が必要であると考えております。しかし、優秀な能力を持つ人材は、他社とも競合し、採用が難しい状況が発生する可能性もあると考えております。

当社グループは、社内研修の強化、福利厚生の実施を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的にリリースしていくことで採用強化につなげたいと考えております。また、マーケットでのプレゼンスやコーポレートブランドを高め、会社の魅力を世の中に訴求していくことも重要であると考えております。

(6) ゲームの安全性及び健全性の強化

ソーシャルゲームにおいては、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において売買するリアル・マネー・トレードや、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による課金問題等が社会的な問題となっております。当社グループは、こうした状況を踏まえ、ソーシャルゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが、重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を遵守しております。

(7) ソーシャルゲーム事業以外への展開

当社グループのソーシャルゲーム事業は、国内外向けの新規タイトルの開発だけでなく、ゲーム周辺事業への垂直・水平展開や、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）など新しい技術への投資・取組みも実施し、エンターテインメント事業として更なる成長を目指します。

また、ソーシャルゲーム市場は今後も堅調に成長していくと考えておりますが、業容を拡大するためには、教育、医療、人材領域、地方創生など異なる事業領域にソーシャルゲームの企画、開発及び運営で獲得した「人の心を動かす力」や「技術力」を活用し、新たな収益の柱となり、個人それぞれがワクワク毎日を過ごせる場所（プラットフォーム）を提供するサービス・コンテンツの展開も行っております。

(8) システム管理体制の強化

ソーシャルゲームのユーザーは、インターネットへ接続可能なモバイル端末でゲームを行うため、インターネットへのアクセスが可能であれば、時間や場所を問わず利用することが可能となっております。このため、多数のユーザーが同時にアクセスした場合、システムに一時的に負荷がかかり、ゲームの提供に支障が生じることがあります。当社グループは、システム稼働の安定性を確保することが重要であると認識しており、システム管理やシステム基盤の強化に継続的に取り組んでまいります。

(9) 組織体制の強化

当社グループが、今後更なる業容拡大を図るためには、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要であるとと考えております。当社グループとしましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。これにより、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに業務の効率化を図ってまいります。

## 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### ① 市場動向について

当社グループが属するソーシャルゲーム業界を取り巻く環境については、高速データ通信に対応した携帯電話の契約数が、平成26年12月末時点において1億2,511万件となるとともに、スマートフォン及びタブレット端末によるインターネット利用が急増しております。中でも、スマートフォンが順調に普及しており、契約数が6,544万件となり、端末契約数に占める割合は、52.3%となりました。（出典：株式会社MM総研「2014年国内携帯電話端末出荷概況」）しかし、予期せぬ法的規制や通信事業者の動向により、市場全体の成長が大きく鈍化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② プラットフォーム運営事業者の動向について

当社グループのソーシャルゲーム事業は、SNS運営事業者によるプラットフォーム及びApple Inc. やGoogle Inc. が運営する各アプリマーケット上において提供しており、当社グループは、各運営事業者の定める規約を遵守するとともに、各運営事業者に対して回収代行手数料やシステム利用料等の各種手数料を支払っております。しかしながら、各種手数料の料率の変更等、各運営事業者の事業戦略の転換及び各運営事業者の動向によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ ユーザーの嗜好について

ソーシャルゲーム市場においては、基本料金を無料とし、アイテム等に対して課金するアイテム課金制のソーシャルゲームのニーズが高くなっており、当社グループは、このアイテム課金制のソーシャルゲームを主に開発・提供しております。しかしながら、ユーザーの嗜好が変化し、アイテム課金制のソーシャルゲームに対するニーズが低下した場合は、想定していた課金アイテムの販売による収益が得られない可能性があり、この結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 技術革新について

当社グループの事業領域であるソーシャルゲーム市場は、インターネット環境やネットワーク技術等に密接に関連しており、顧客ニーズの変化や新しいサービスの導入などにあわせて、通信技術やデバイス等の技術革新の速度が極めて速いという特徴があります。当社グループはそうした技術革新に対応できる体制づくりに努めており、当面の課題としてスマートフォン対応を進め、スマートフォンにおける収益拡大を図っていく所存ではありますが、今後において技術革新のスピードに適時に対応できない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業・サービスに関するリスク

#### ① 競合他社の動向について

当社グループのソーシャルゲーム事業については、現時点で競合他社が多数存在しているほか、スマートフォンやタブレット端末等、高機能端末の普及により、PCやゲーム専用端末向けの事業者との競合や、Apple Inc. やGoogle Inc. が運営する各アプリマーケット上における世界規模での競合が予想されます。このような状況の中で、当社グループは、これまで培ってきたソーシャルゲーム運営のノウハウを生かして、ユーザーのニーズに合致するとともに、他社のソーシャルゲームと差別化したタイトルを継続して提供してまいります。しかしながら、競合他社との競争が激化した場合には、当社グループの提供するソーシャルゲームの利用者数が減少し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 開発費及び広告費の負担について

近年、ネイティブアプリの質の向上に伴い、開発期間が長期化し、開発費が高騰する傾向にあります。

また、競合他社との競争激化に伴い、広告宣伝に関してもテレビコマーシャル等の多額の投資が必要なケースが増加しており、多額の運転資金が必要になる可能性があります。当社グループでは、ゲームコンテンツ単位での開発費の予実管理及び費用対効果を見極めた広告宣伝の実行により、安定した財務体制の構築に努めております。しかしながら、不測の事態により、投資に見合った効果が見られない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定のタイトルへの依存について

当社グループでは、平成27年3月期における売上高に対して、上位3タイトルが全体の売上高の89.1%と大きな割合を占めております。また、平成28年3月期第3四半期連結累計期間においては、株式会社バンダイナムコエンターテインメントとの協業タイトル（他社IP利用タイトル）である「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」が全体の売上高の51.1%を占めており、当該タイトルを含む上位3タイトルの割合は88.2%となっております。今後の当該タイトルの収益が想定していた計画値より大きく下回った場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 他社IPについて

当社グループでは、強みとして他社のIPを利用したソーシャルゲームを開発及び運用するタイトルがあり、収益性のあるタイトルも複数存在します。しかしながら、他社IPを利用したソーシャルゲームの売上が当社グループの想定を大きく下回った場合や競合他社に比べ有力なキャラクター等の導入ができなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、他社IP利用タイトルについては、当社とIP使用会社との協議により、企画、開発、運用及びマーケティング等の方針を決定しておりますが、当社の方針とIP使用会社の方針が合致せず、当社グループが当初想定していた施策等が実施できなかった場合や、契約更改時に契約内容が大きく変わった場合などは、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

併せて、当社グループは、他社IPを利用するための契約を締結する際には、その契約において当社グループが適切にIPを利用できるように条件等を定めております。しかしながら、契約の相手先とIPの所有者との契約条件の予期せぬ変更、解除等により、そのIPが直接的及び間接的に利用できなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 収益力のあるタイトルの提供について

当社グループは、既存タイトルで培ったノウハウを新規タイトルの開発及び既存タイトルの運営に活用し、複数タイトルを同時並行で開発・運営できる体制を構築しております。しかしながら、ソーシャルゲーム事業における個別タイトル毎の収益力におけるボラティリティが高いため、収益力のある既存タイトルといえども、ユーザーの嗜好の変化や技術革新等により、当初想定していたユーザーを獲得・維持できなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、新規タイトルについては、既存タイトルのリスクに加えて開発スケジュールの遅延、中止等に係るリスクやリリース後にユーザーの嗜好を的確に捉えられないリスクがあり、かつ、KPI（注）の実績がなく将来予測に係る不確実性がより高いため、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）KPI（Key Performance Indicators）：業績評価指標

⑥ システム障害について

当社グループの事業は、携帯電話やPC、コンピューター・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社グループのコンピューター・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、当社グループの運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピューター・システムがダウンした場合や、コンピューター・ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 海外展開について

当社グループは、海外市場での事業拡大を積極的に進めてまいりますが、海外展開に際してはその国の法令、制度、政治、経済、商慣習の違い、為替等の様々な潜在的リスクが存在しております。当社グループは、

当該リスクを最小限にするために、事前に十分な対策を講じてまいりますが、それらのリスクに対処できなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 為替リスク管理について

当社グループにおける外貨建ての主な取引は、ソーシャルゲーム事業における海外での課金アイテムの販売であります。発生する債権については、契約上ほとんどが円建てでの回収となっております。平成27年3月期における連結売上高に占める海外言語タイトルの売上高は僅少ですが、平成28年3月期第3四半期連結累計期間の連結売上高に占める海外言語タイトルの売上高割合は19.4%となっております。今後、海外市場での事業拡大を積極的に進めていくなかで、外貨建ての取引が増加した場合には、為替変動により当社グループの収益に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ M&A、資本業務提携、投資等について

当社グループは、自社の成長をより加速させるために、M&A、資本業務提携、投資等を実施していきます。M&A、資本業務提携、投資等について、対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスクを検討した上で実施しておりますが、対象企業における偶発債務の発生や未認識債務の判明など事前の調査によっても把握できなかった問題が生じた場合や、事業展開が計画通りに進まない場合、投下資本の回収が困難になること等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 新たな事業展開について

当社グループは、今後の成長が見込まれる海外市場へ当社グループのソーシャルゲームを提供していくとともに、ソーシャルゲームの企画、開発及び運営で得たノウハウを応用し、将来の収益源となる新たなコンテンツの提供も積極的に行ってまいります。また、開発人員の確保並びにコスト競争力向上のため、海外子会社を設立いたしました。そのために、新たな人材の確保、システム投資及び広告宣伝等のための追加的な支出が発生する可能性があります。このため、新たな事業展開が想定どおりに進捗しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、新規事業の内容によっては、当該事業固有のリスク要因が加わる可能性があります。

⑪ コンテンツにおける表現の健全性について

当社グループでは、ゲームコンテンツの健全性確保のため、ゲームの開発・提供過程において、各種法令や業界・プラットフォーム運営事業者の基準を踏まえ、当社グループ独自の基準を設定しております。この基準は、青少年に対して著しく暴力的または性的な感情を刺激する描写・表現をコンテンツ内に使用しないこと等を盛り込んだものとなっております。しかしながら、今後、法的規制の強化や新たな法令の制定等に伴い、当社グループのゲームの提供が規制される事態等が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制・業界規制に関するリスク

① 法的規制について

ソーシャルゲームにおける一部の課金方法がユーザーの過度の射幸心を煽るとして、特定の課金方法に対しては「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）に違反するとの見解が消費者庁より示され、平成24年7月1日から「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準が施行されております。これを受け、当社グループは、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）及び一般社団法人日本オンラインゲーム協会（JOGA）へ加入するとともに、各種法的規制や業界の自主規制を遵守し、業界の健全性、発展性を損なうことのないよう業務を行っております。

次に、当社グループのゲーム内で利用されている有料の「仮想通貨」が「資金決済に関する法律」の適用の対象となります。これを受け、当社グループは、同法、関連政令、府令等の関連法令を遵守し業務を行っております。

また、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では、他人のID、パスワードの無断使用やシステムの不備を利用した不正アクセス行為の禁止等が定められております。これを受け、当社グループは、不正アクセス行為へ対する防御処置を行っております。

さらに、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一定の広告・宣伝メールの送信にあたっては、法定事項の表示義務等を負う場合があります。

当社グループは上記各種法的規制等について積極的に対応しておりますが、不測の事態により、万が一当該規制等に抵触しているとして何らかの行政処分等を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、もしくは新たな法令等が制定あるいは法律解釈の変更等により当社グループの事業が制約を受ける場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② リアル・マネー・トレードについて

当社グループのソーシャルゲームのタイトルには、ユーザー同士がゲーム内で獲得したアイテムを交換できる機能を設けておりませんが、自らのゲームアカウントをオークションサイト等において現実の通貨で売買するというリアル・マネー・トレード（以下、RMTという。）を行う場合があります、悪意のあるユーザーが不正にRMTによって多額の金銭を得るといった不正行為等が行われることが考えられます。当社グループでは、利用規約でRMTの禁止を明記するとともに、違反者に対してはゲームの利用停止や強制退会等の厳正な対応を講じる方針であることを明確にし、対応しております。しかしながら、当社グループに関連するRMTが大規模に発生、又は拡大した場合には、当社グループのサービスの信頼性が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報の管理について

当社グループは、ユーザー情報に関して、ソーシャルゲーム上の登録IDのみを管理しており、それ以外の個人データは保有しておりません。もっとも、登録IDが他の情報と組み合わせることにより、ユーザーが特定され、個人情報を取得する可能性があります。そのため、取得したユーザー情報については、法令等に従い、適切に管理しております。しかしながら、何らかの理由で重要な情報が外部に漏洩した場合には、当事者への賠償と当社グループに対する社会的信頼の失墜、さらなる情報管理体制構築のための支出等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

① 人材の採用・育成について

当社グループは、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、開発部門を中心に極めて高度な技術力・企画力を有する人材が要求されているため、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、当社グループの採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について

当社グループの創業者である塩田元規及び香田哲朗は、経営方針や事業戦略の決定をはじめ、各現場部署の事業推進、外部との折衝等において重要な役割を果たしております。当社グループでは、ゲームタイトル毎に企画、開発及び運営を一貫して実施するプロジェクトチーム体制をとっており、プロジェクトチームへ大幅な権限委譲を進めることで、当人に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの事情により当人に不測の事態が生じた場合、または当人が退任するような事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について

当社グループは、今後更なる業務の拡大を図るために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが必要不可欠との認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。当社グループでは、内部管理体制を既に構築し、さらなる強化に努めておりますが、業務の急速な拡大により、内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

① 知的財産権の管理について

当社グループは、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、当社グループが保有する知的財産権について第三者により侵害される可能性があるほか、当社グループが保有する知的財産の権利化が出来ない場合があります。こうした場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 自然災害、事故等について

当社グループでは、自然災害、事故等に備え、定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社グループ所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループ設備損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 資金使途について

今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、ソーシャルゲーム事業の開発・運用資金、各種広告宣伝費、海外展開資金、新規事業の開発・運用資金等に充当する予定です。しかしながら、当業界におきましては急速に事業環境が変化することも考えられ、環境変化に柔軟に対応することを優先し、現時点における資金計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性もあります。

④ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。現在付与されている、または今後付与するストック・オプション又は自己新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。平成28年1月末現在、これらのストック・オプション及び自己新株予約権による潜在株式数合計は1,064,200株であり、発行済株式総数11,272,600株の9.4%に相当しております。

⑤ 配当政策について

当社は創業1期目から当期純利益を計上しておりますが、創業して間もないことからまだ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。将来的には、企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

本書提出日現在における経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

相手方の名称	国名	契約の名称	契約の内容	契約期間
Apple Inc.	米国	デベロッパー契約	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	契約期間は定められておりません。
Google Inc.	米国	デベロッパー契約	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	契約期間は定められておりません。
株式会社ディー・エヌ・エー	日本	デベロッパー契約	mobageのプラットフォーム参加への条件・手数料等を定めた規約	契約期間は定められておりません。
株式会社バンダイナムコスタジオ	日本	共同事業に関する契約書	Android及びiOS用アプリケーション「テイルズ オブ リンク」(株式会社バンダイナムコエンターテインメント提供)を用いたサービスを日本国内の一般消費者に提供することを通じて相互の利益に資する共同事業を推進することを目的とする契約書	平成26年3月1日から平成27年3月31日(以後1年ごとの自動更新)
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	日本	共同事業に関する契約書	Android及びiOS用アプリケーション「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」を用いたサービスを日本国内の一般消費者に提供することを通じて相互の利益に資する共同事業を推進することを目的とする契約書	平成26年7月1日から平成28年3月31日

## 6 【研究開発活動】

第5期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループは、市場のニーズに迅速に対応していくため、積極的に研究開発に取り組んでおります。また、世界中のユーザーにゲームの面白さ・感動・驚きを与えたいということを基本方針として、顧客満足度の高い商品開発が当社グループにとって重要な課題であると認識しております。

そのような状況の下、当連結会計年度におきましても、新規タイトルのゲームに対する研究開発を積極的に行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の研究開発費は、284,539千円となりました。

当社グループは、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しています。

第6期第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

当第3四半期連結累計期間における研究開発費は、211,715千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご注意ください。

### (1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、この連結財務諸表の作成には、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積もりを必要とする箇所がございます。

これらの見積もりにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内で合理的に判断しておりますが、見積もりには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意ください。

### (2) 財政状態の分析

第5期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

#### (資産)

当連結会計年度末における総資産は3,438,391千円（前連結会計年度は1,611,530千円）となり、1,826,861千円増加しました。

流動資産は、2,931,293千円（前連結会計年度は1,477,200千円）となり、1,454,093千円増加しました。

主な要因として、第三者割当の方法により新株を発行したこと等に伴い現金及び預金が1,219,978千円増加し、売上高の増加に伴い売掛金が305,603千円増加したためであります。

固定資産は507,097千円（前連結会計年度は134,329千円）であり、372,767千円増加しました。

有形固定資産は61,954千円（前連結会計年度は16,561千円）、無形固定資産は112,128千円（前連結会計年度は80,669千円）、投資その他の資産は333,014千円（前連結会計年度は37,099千円）となりました。有形固定資産の主な増加の要因は、オフィスの増床に伴う建物及び構築物の増加42,180千円であります。無形固定資産の主な増加の要因は、新規ゲームの開発費によるソフトウェアの増加31,459千円であります。投資その他の資産の主な増加の要因は、投資有価証券の増加258,884千円であります。

#### (負債)

当連結会計年度末における負債は1,249,309千円（前連結会計年度は1,201,082千円）となり、48,227千円増加しました。

流動負債は1,142,590千円（前連結会計年度は1,007,131千円）となり、135,459千円増加しました。その主な要因は、テレビコマーシャルの広告費等による未払金の増加115,033千円、サウザンドメモリーズ海外版の最低保証金等による前受金の増加191,474千円であります。

固定負債は106,719千円（前連結会計年度は193,951千円）となり、87,232千円減少しました。その要因は、借入金の返済による長期借入金の減少87,232千円によるものであります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は2,189,082千円（前連結会計年度は410,447千円）となり、1,778,634千円増加しました。その主な要因は、第三者割当増資により新株を発行したことに伴う資本金の増加699,930千円及び資本剰余金の増加699,930千円、当期純利益計上に伴う利益剰余金の増加368,676千円によるものであります。

第6期第3四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

#### (資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産につきましては、前連結会計年度末に比べて853,887千円増加し4,292,278千円となりました。主な要因として、現金及び預金の増加（前連結会計年度末比466,569千円増）、売掛金の増加（同382,333千円増）、本社増床に伴う有形固定資産の増加（同45,224千円増）によるものであります。

#### (負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債につきましては、前連結会計年度末に比べて224,158千円増加し、1,473,467千円となりました。主な要因として、短期借入金の減少（前連結会計年度末比67,500千円減）、1年内返済予定の長期借入金の増加（同94,136千円増）、未払法人税等の増加（同271,269千円増）、その他流動負債の減少（同430,156千円減）、長期借入金の増加（同341,077千円増）によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べて629,729千円増加し2,818,811千円となりました。主な要因として、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加635,169千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第5期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、4,344,948千円（前連結会計年度比103.3%増）となりました。主な要因は、既存タイトルの売上が堅調に推移したことに加え、株式会社バンダイナムコエンターテインメントとの協業タイトルである「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」が順調に立ち上がったことによるものであります。

(売上原価)

当連結会計年度における売上原価は、1,639,834千円（前連結会計年度比58.0%増）となりました。その主な要因は、売上増加に伴うプラットフォーム利用料の増加401,873千円、サーバー費用の増加78,754千円、新規採用に伴う労務費の増加51,762千円、派遣社員や開発業務委託等に伴う業務委託費の増加43,529千円であります。

この結果、売上総利益は2,705,114千円（前連結会計年度比146.2%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は2,127,598千円（前連結会計年度比289.0%増）となりました。主な要因は、広告宣伝費の増加1,054,867千円、新規ゲームの開発に伴う研究開発費の発生284,539千円、新規採用に伴う給与手当の増加63,719千円であります。

この結果、営業利益は577,515千円（前連結会計年度比4.7%増）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は20,395千円（前連結会計年度比400.0%増）、営業外費用4,060千円（前連結会計年度比253.0%増）となりました。営業外収益の主な要因は、為替差益15,252千円、債務免除益4,257千円、営業外費用の要因は支払利息の発生4,060千円であります。この結果、経常利益593,851千円（前連結会計年度比7.1%増）となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別利益は、当連結会計年度及び前連結会計年度とも計上がありませんでした。特別損失は2,526千円（前連結会計年度発生なし）となりました。その要因は、ソーシャルゲームの開発費に関する減損損失2,526千円であります。

これらの結果を受け、当連結会計年度の当期純利益は368,676千円となり、前連結会計年度に比べ22,551千円（6.5%）増加いたしました。法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は222,648千円であります。

第6期第3四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

(売上高)

当第3四半期連結累計期間の売上高は、3,926,570千円となりました。これは主に、既存タイトル及び他社IP利用タイトルの売上が堅調に推移したことによるものであります。

(売上原価)

当第3四半期連結累計期間の売上原価は、1,474,776千円となりました。これは主に、プラットフォーム利用料、サーバー費用及び開発人員の労務費によるものであります。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上総利益は2,451,794千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は962,636千円となりました。これは主に、人件費、広告宣伝費及び研究開発費によるものであります。

この結果、当第3四半期連結累計期間の営業利益は1,489,158千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第3四半期連結累計期間の営業外収益は1,185千円となりました。これは主に助成金収入によるものであります。

当第3四半期連結累計期間の営業外費用は106,143千円となりました。これは、支払利息、為替差損、持分法による投資損失によるものであります。

この結果、当第3四半期連結累計期間の経常利益は1,384,199千円となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第3四半期連結累計期間の特別利益は計上がありませんでした。

当第3四半期連結累計期間の特別損失は268,363千円となりました。これは、持分法適用関連会社に係るのれん相当額の一時償却を行ったことによる持分法による投資損失及びソーシャルゲームの開発費に関する減損損失によるものであります。

これらの結果を受け、当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益は635,169千円となりました。

#### (4) キャッシュ・フローの分析

第5期連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ1,219,978千円増加し、2,060,396千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、営業活動の結果得られた資金は463,831千円(前連結会計年度は524,865千円の獲得)となりました。これは主に、法人税等の支払額338,867千円があった一方で、売上増加に伴い税金等調整前当期純利益591,324千円の計上があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、投資活動の結果支出した資金は427,820千円(前連結会計年度は229,542千円の支出)となりました。これは主に、オフィス増床により有形固定資産の取得による支出50,510千円、コンテンツ開発に伴う無形固定資産の取得による支出93,600千円及び投資有価証券の取得による支出258,884千円が発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動の結果得られた資金は1,154,927千円(前連結会計年度は449,941千円の獲得)となりました。これは主に、短期借入金の純減額132,500千円、長期借入金の返済による支出117,232千円があった一方で、第三者割当の方法による株式の発行による収入1,399,860千円の計上があったことによるものであります。

#### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループは、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、市場動向、競合他社、技術革新、人材の確保・育成等様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは優秀な人材の採用、ユーザーのニーズに合ったタイトルの提供等を積極的に行っていくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

#### (6) 経営者の問題認識と今後の方針

当社グループの経営陣は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社グループが今後の業容拡大を遂げるためには、厳しい環境の下で、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

そのためには、収益力のある新規タイトルの継続的な提供、ゲームの安全性及び健全性の強化、システム管理体制の強化を図るだけでなく、ソーシャルゲーム事業以外のコンテンツ提供を行ってまいります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、各SNS運営事業者が各社のソーシャルゲームプラットフォームをオープン化した時期に創業しており、以来ソーシャルゲーム事業に注力することにより、ソーシャルゲーム市場の拡大に寄与してまいりました。

今後につきましては、国内のソーシャルゲーム市場全体は引き続き伸長していくと考えられますが、市場全体の成長は今後緩やかになり、その中で特定ユーザー向けの多様なジャンルのタイトルが伸びていくものと考えております。その背景としては、スマートフォンが汎用的な利用デバイスであり、いわゆる家庭用ゲーム機器のように買い替えが起こらないことや、スマートフォンゲームの多くが基本無料・一部有料課金型のモデルのため、特定のジャンルごとのユーザーが多く存在すると考えているからです。

すなわち、少数タイトルが市場を牽引する「市場創出期」から、ニーズが多様化するライト～ミドルコアユーザー（注）市場において複数の特定のジャンルが伸長する「市場拡大期」に市場トレンドがシフトしていると捉えております。

また、海外のソーシャルゲーム市場についても、国内市場と同様に多様化・細分化が始まってきていると考えております。

そのような中、当社グループは、市場が拡大し、かつ、自社の強みが活用できると考えているライト～ミドルコアユーザーをターゲット市場として、以下の戦略で国内・海外に展開してまいりました。

国内戦略としては、①ニーズが多様化している複数の特定ジャンルに対して、企画力と開発スピードを活かして各カテゴリーにマッチしたタイトルを提供していると考えております。併せて、②オリジナルタイトル・他社IP利用タイトルのポートフォリオ戦略により、ゲーム事業におけるボラティリティを回避し、かつ既存タイトルを長期的に運用するよう努めております。

海外戦略としては、日本での収益タイトルを台湾子会社から、日本と同水準の運用レベルでグローバルに配信しており、これにより海外事業においても利益の維持・成長を確保していくよう努めております。

（注）ゲームユーザーにおいて、利用時間の長さやモチベーションの程度などに応じてコアユーザー、ライト～ミドルコア（ミッドコア）ユーザー、カジュアルユーザーに区分されると捉えております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第5期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度の設備投資等の総額は144,110千円であります。その主なものはソーシャルゲーム開発等に要するソフトウェア開発取得にかかるもの93,600千円及び事業拡大に伴う本社オフィス増床による内装設備工事27,023千円、台湾オフィス増床による内装設備工事16,978千円等であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループは、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期第3四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

当第3四半期連結累計期間の設備投資等の総額は298,897千円であります。その主なものはソーシャルゲーム開発等に要するソフトウェア開発取得にかかるもの248,400千円及び事業拡大に伴う本社オフィス増床による内装設備工事46,554千円等であります。

なお、当第3四半期連結累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループは、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	ソーシャルゲーム事業	本社事務所	34,649	6,563	113,988	155,201	50(26)

##### (2) 在外子会社

平成27年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物及び構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
Akatsuki Taiwan Inc.	台湾子会社 (台湾台北市)	ソーシャルゲーム事業	子会社事務所	16,880	3,860	20,741	16(2)

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 提出会社の本社事務所は賃借物件であり、年間賃借料は64,800千円であります。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイトを含む。）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成28年1月31日現在）

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,090,400
計	45,090,400

(注) 平成27年11月30日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式に関する発行可能株式総数は同日より754,909,600株減少した結果、45,090,400株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,272,600	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 (注1, 2, 3)
計	11,272,600	—	—

- (注) 1. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,159,874株増加し、11,272,600株となっております。
2. 当社は、平成27年11月12日付をもって、株主の請求に基づきA種優先株式の全て(818,100株)を自己株式として取得し、対価として普通株式818,100株を交付しております。その結果、発行済株式総数は普通株式のみの11,272,600株となっております。なお、当社が取得したA種優先株式については平成27年11月30日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。
3. 平成27年11月30日開催の臨時株主総会決議により、平成27年12月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成26年3月25日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数（個）	5,360	5,360
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,360（注）1	536,000（注）1,7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	940（注）2	10（注）2,7
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成36年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 940 資本組入額 470	発行価格 10（注）7 資本組入額 5（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3,6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝ 調整前行使価額×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（本新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後  
払込金額 =  $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 本新株予約権の行使の条件等

#### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）6に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は行使されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

#### (2) 権利消滅

3. (1) ①のなお書きに基づく取締役会の決議がなされた場合には、該当する本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は譲渡することができない。

### 5. 当社が組織再編行為を行う場合は、その組織再編行為の手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれ遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の決議の承認を要するものとする。

### 6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得するものとする。但し、取締役会の決議により特に認められた場合は本新株予約権を取得しないことができる。

- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味し、以下「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本要綱又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分又は契約関係を有する場合、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者がその契約に違反した場合
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

7. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第2回新株予約権（平成26年3月25日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年1月31日）
新株予約権の数（個）	3,350	3,350
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,350（注）1	335,000（注）1,7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2	1（注）2,7
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成36年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 941 資本組入額 471	発行価格 10.4（注）7 資本組入額 5.7（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3,6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（本新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 本新株予約権の行使の条件等

#### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）6に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は行使されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

#### (2) 権利消滅

3. (1) ①のなお書きに基づく取締役会の決議がなされた場合には、該当する本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は譲渡することができない。

### 5. 当社が組織再編行為を行う場合は、その組織再編行為の手續に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは、新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の決議の承認を要するものとする。

### 6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得するものとする。但し、取締役会の決議により特に認められた場合は本新株予約権を取得しないことができる。

- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味し、以下「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本要綱又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分又は契約関係を有する場合、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者がその契約に違反した場合
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

7. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第3回新株予約権（平成27年1月13日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	15	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15 (注) 1	1,500 (注) 1, 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	1 (注) 2, 7
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成36年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110,001 資本組入額 55,001	発行価格 1,101 (注) 7 資本組入額 551 (注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 3, 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(本新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}) \div \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 本新株予約権の行使の条件等

#### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）6に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は行使されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

#### (2) 権利消滅

3. (1) ①のなお書きに基づく取締役会の決議がなされた場合には、該当する本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 5. 当社が組織再編行為を行う場合は、その組織再編行為の手續に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは、新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の決議の承認を要するものとする。

### 6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得するものとする。但し、取締役会の決議により特に認められた場合は本新株予約権を取得しないことができる。

- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味し、以下「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本要綱又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分又は契約関係を有する場合、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者がその契約に違反した場合
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

7. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 第4回新株予約権（平成27年1月13日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年1月31日）
新株予約権の数（個）	1,050	1,050
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,050（注）1	105,000（注）1,7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	110,000（注）2	1,100（注）2,7
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月14日 至 平成37年1月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 110,000 資本組入額 55,000	発行価格 1,100（注）7 資本組入額 550（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3,6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（本新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}) \div \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 本新株予約権の行使の条件等

#### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）6に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は行使されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

#### (2) 権利消滅

3. (1) ①のなお書きに基づく取締役会の決議がなされた場合には、該当する本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 5. 当社が組織再編行為を行う場合は、その組織再編行為の手續に依りそれぞれ合併における存続会社若しくは、新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の決議の承認を要するものとする。

### 6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得するものとする。但し、取締役会の決議により特に認められた場合は本新株予約権を取得しないことができる。

- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味し、以下「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本要綱又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分又は契約関係を有する場合、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者がその契約に違反した場合
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

7. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 第5回新株予約権（平成27年10月29日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数（個）	—	22,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	22,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,250（注）2
新株予約権の行使期間	—	自平成29年10月30日 至平成37年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,250 資本組入額 625
新株予約権の行使の条件	—	（注）3, 6
新株予約権の譲渡に関する事項	—	（注）4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

（注）1. 割当日後に、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（本新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}) \div \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、割当日後に、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 本新株予約権の行使の条件等

#### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）6に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は行使されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

#### (2) 権利消滅

3. (1) ①のなお書きに基づく取締役会の決議がなされた場合には、該当する本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 5. 当社が組織再編行為を行う場合は、その組織再編行為の手續に依りそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の決議の承認を要するものとする。

### 6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得するものとする。但し、取締役会の決議により特に認められた場合は本新株予約権を取得しないことができる。

- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味し、以下「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分又は契約関係を有する場合、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者がその契約に違反した場合
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

⑥ 第6回新株予約権（平成27年10月29日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年1月31日）
新株予約権の数（個）	—	64,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	64,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,250（注）2
新株予約権の行使期間	—	自平成29年10月30日 至平成37年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,250 資本組入額 625
新株予約権の行使の条件	—	（注）3, 6
新株予約権の譲渡に関する事項	—	（注）4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

（注）1. 割当日後に、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（本新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}) \div \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、割当日後に、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 本新株予約権の行使の条件等

#### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）6に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は行使されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

#### (2) 権利消滅

3. (1) ①のなお書きに基づく取締役会の決議がなされた場合には、該当する本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 5. 当社が組織再編行為を行う場合は、その組織再編行為の手續に依りそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の決議の承認を要するものとする。

### 6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得するものとする。但し、取締役会の決議により特に認められた場合は本新株予約権を取得しないことができる。

- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味し、以下「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分又は契約関係を有する場合、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者がその契約に違反した場合
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成26年4月30日 (注) 1	A種優先株式 8,181	普通株式 100,000 A種優先株式 8,181	449,955	450,955	449,955	449,955
平成26年5月30日 (注) 2	普通株式 4,545	普通株式 104,545 A種優先株式 8,181	249,975	700,930	249,975	699,930
平成27年10月30日 (注) 3	普通株式 10,349,955 A種優先株式 809,919	普通株式 10,454,500 A種優先株式 818,100	—	700,930	—	699,930
平成27年11月12日 (注) 4	普通株式 818,100	普通株式 11,272,600 A種優先株式 818,100	—	700,930	—	699,930
平成27年11月30日 (注) 4	A種優先株式 △818,100	普通株式 11,272,600	—	700,930	—	699,930

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund IV, L.P.

発行価格 110,000円、資本組入額 55,000円

2. 有償第三者割当

割当先 株式会社リンクアンドモチベーション

発行価格 110,000円、資本組入額 55,000円

3. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,159,874株増加し、11,272,600株となっております。

4. 当社は、平成27年11月12日付をもって、株主の請求に基づきA種優先株式の全て(818,100株)を自己株式として取得し、対価として普通株式818,100株を交付しております。その結果、発行済株式総数は普通株式のみの11,272,600株となっております。なお、当社が取得したA種優先株式については平成27年11月30日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。

## (5) 【所有者別状況】

平成28年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	3	1	—	3	7	—
所有株式数（単元）	—	—	—	37,545	3,066	—	72,115	112,726	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	33.31	2.72	—	63.97	100.00	—

- (注) 1. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,159,874株増加し、11,272,600株となっております。
2. 当社は、平成27年11月12日付をもって、株主の請求に基づきA種優先株式の全て（818,100株）を自己株式として取得し、対価として普通株式818,100株を交付しております。その結果、発行済株式総数は普通株式のみの11,272,600株となっております。なお、当社が取得したA種優先株式については平成27年11月30日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。
3. 平成27年11月30日開催の臨時株主総会決議により、平成27年12月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成28年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,272,600	112,726	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	11,272,600	—	—
総株主の議決権	—	112,726	—

- (注) 1. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,159,874株増加し、11,272,600株となっております。
2. 当社は、平成27年11月12日付をもって、株主の請求に基づきA種優先株式の全て（818,100株）を自己株式として取得し、対価として普通株式818,100株を交付しております。その結果、発行済株式総数は普通株式のみの11,272,600株となっております。なお、当社が取得したA種優先株式については平成27年11月30日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。
3. 平成27年11月30日開催の臨時株主総会決議により、平成27年12月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## ②【自己株式等】

平成28年1月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

①第1回新株予約権（平成26年3月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び従業員7名となっております。

②第4回新株予約権（平成27年1月13日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年1月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

③第5回新株予約権（平成27年10月29日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年10月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 44
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

④第6回新株予約権（平成27年10月29日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年10月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 16
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価値の総額 (千円)
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 818,100	(注)

(注) 取得請求権の行使により取得した自己株式 (A種優先株式) であり、対価として当社の普通株式818,100株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 818,100	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

## 3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っていませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討していく方針であります。現時点では、実現可能性及びその実施時期等について未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性7名 女性一名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	—	塩田 元規	昭和58年4月29日生	平成20年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 平成23年7月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成25年7月 株式会社サンクピア代表取締役社長就任（現任） 平成27年7月 株式会社DAWN代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	6,700 (注) 5
取締役	ソーシャルゲーム第1事業部長	香田 哲朗	昭和60年5月25日生	平成21年6月 アクセンチュア株式会社入社 平成22年6月 当社創業 代表取締役社長就任 平成24年3月 当社代表取締役辞任、当社取締役就任（現任） 平成25年7月 株式会社Owl Age代表取締役社長就任（現任） 平成26年7月 Akatsuki Taiwan Inc. 代表取締役社長就任（現任） 平成27年11月 当社ソーシャルゲーム第1事業部長就任（現任）	(注) 3	3,300 (注) 6
取締役	管理事業部長	小川 智也	昭和51年11月9日生	平成13年9月 モニターグループ入社 平成18年4月 司法研修所入所 平成19年9月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 平成22年12月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 平成24年4月 同社経営企画本部長就任 平成25年4月 同社執行役員経営企画本部長就任 平成26年3月 株式会社リラク社外取締役就任（現任） 平成26年8月 当社入社 管理事業部長就任（現任） 平成26年12月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	勝屋 久	昭和37年4月11日生	昭和60年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成12年4月 IBM Venture Capital Groupパートナー日本代表就任 平成22年8月 勝屋久事務所所長就任（現任） 平成26年3月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	—	石倉 孝彦	昭和55年7月10日生	平成17年12月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 平成24年7月 株式会社ジオンコンサルティング取締役就任 平成24年7月 石倉公認会計士事務所所長就任（現任） 平成24年12月 税理士法人ジオン社員就任（現任） 平成26年6月 当社常勤監査役就任（現任） 平成26年9月 株式会社アップランド社外取締役就任（現任） 平成27年3月 Akatsuki Taiwan Inc. 監査役就任（現任） 株式会社3ミッツ社外取締役就任（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	小泉 文明	昭和55年9月26日生	平成15年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現 大和証券株式会社)入社 平成18年2月 株式会社ミクシィ入社 平成20年6月 同社取締役就任 平成24年6月 株式会社フリークアウト社外監査役就任(現任) 平成25年7月 株式会社ラクスル社外取締役就任(現任) 平成25年8月 株式会社trippiece社外取締役就任(現任) 平成26年3月 株式会社メルカリ取締役就任(現任) 当社社外監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	—	片山 英二	昭和25年11月8日生	昭和48年4月 藤沢薬品工業株式会社(現 アステラス製薬株式会社)入社 昭和59年8月 銀座法律事務所(現 阿部・井窪・片山法律事務所)入所 平成3年1月 同事務所パートナー就任(現任) 平成16年6月 生化学工業株式会社社外取締役就任(現任) 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社社外監査役就任(現任) 平成23年3月 日本航空株式会社社外監査役就任(現任) 平成26年12月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 4	—
計						10,000

- (注) 1. 取締役勝屋久は、社外取締役であります。
2. 監査役小泉文明及び片山英二は、社外監査役であります。
3. 平成27年11月30日の臨時株主総会の終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成27年11月30日の臨時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長塩田元規の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社サンクピアが保有する株式数も含んでおります。
6. 取締役香田哲朗の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Owl Ageが保有する株式数も含んでおります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

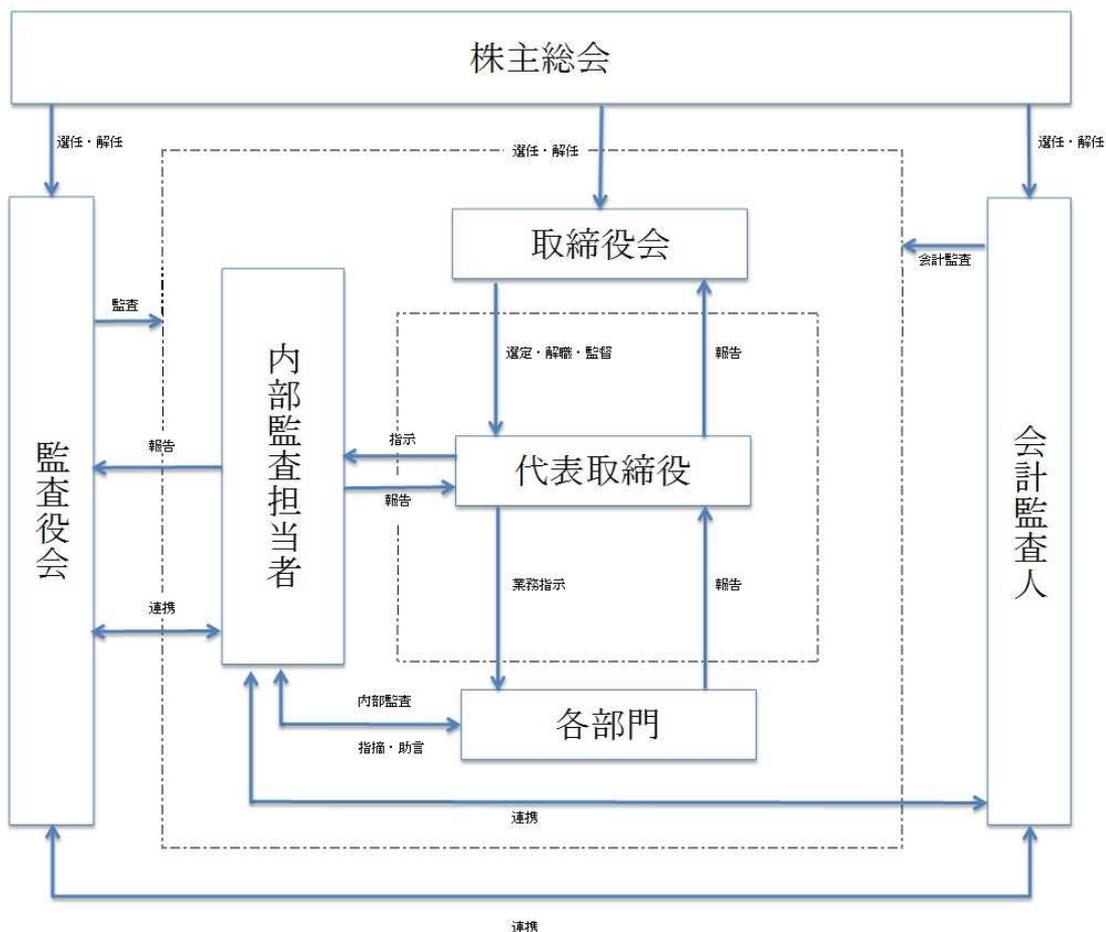
#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社サービスを利用するユーザーはもちろん、株主や投資家の皆様、取引先等の本質的な需要を満たし、社会的に貢献するサービスを提供することで、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

当該認識のもと、当社の取締役、監査役、従業員は、それぞれが求められる役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図り、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

#### ② 企業統治の体制の状況

当社の機関及び内部統制の概要



#### a. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行状況を監督しております。

また、取締役会には、監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

#### b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況  
(基本理念)

当社グループは、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を下記の通り整備する。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
  - b. 取締役は、毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
  - c. 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
  - d. 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス推進規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
  - e. 「内部通報制度運用規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
  - f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
  - g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
  - h. 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
  - a. 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
  - b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理事業部長がリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
  - b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
  - b. 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
  - c. 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。
5. 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 当社及び当社子会社については、当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理調整・支援を行うとともに、当社子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
  - b. 当社子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
  - c. 当社子会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備する。
  - d. 当社子会社の業務については、当社子会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。また、当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
  - e. 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、当社子会社を指導するとともに、当社子会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

6. 当社グループの監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- a. 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
  - b. 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
7. 当社グループの監査役への報告に関する体制
- a. 重要会議への出席  
監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - b. 取締役の報告義務  
〈1〉取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。  
〈2〉取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
    - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
    - ・業績及び業績見通しの内容
    - ・内部監査の内容及び結果
    - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
    - ・行政処分の内容
    - ・上記に掲げるもののほか、監査役が求める事項
  - c. 使用人による報告  
使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、当社子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者も、当社グループの監査役に直接報告をすることができる。
    - ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実
    - ・重大な法令または定款違反の事実
  - d. 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止  
監査役へ報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長、会計監査人等と監査役の連携  
代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
  - b. 外部専門家の起用  
監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。
  - c. 監査役が必要経費  
監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査については、管理事業部の内部監査担当者（1名）及びプロモーション事業部の内部監査担当者（1名）が、内部監査規程に基づき、自己の属する部門を除く当社全体を継続的に監査しております。内部監査は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、監査結果については代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の報告をさせております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画により定められた内容に基づき、各監査役は、定められた業務分担に従って監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査担当者と意見交換等を行っており、三者間で必要な情報の共有を図っております。なお、常勤監査役である石倉壱彦は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

1. 独立役員の構成に関する方針

当社は、本書提出日現在において、取締役4名のうち社外取締役が1名、監査役3名のうち社外監査役が2名の体制であります。社外取締役及び社外監査役は、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能を担っており、監督機能強化又は監査役の監査機能強化の確保を図っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。社外取締役1名及び社外監査役2名全員は、当社と資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場時における独立役員として指定し、届け出る予定であります。

2. 独立役員が期待される役割を果たすための環境整備の状況

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理事業部で行っております。取締役会の資料は、事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な議案検討時間の確保ができるよう努めております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を行っております。

⑥ 役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	62,827	62,827	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	7,499	7,499	—	—	—	1
社外取締役	3,683	3,683	—	—	—	1
社外監査役	3,520	3,520	—	—	—	2

b. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

⑦ 取締役及び監査役の責任免除について

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役及び監査役の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑧ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。なお、同法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

第5期連結会計年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

なお、継続監査年数については、2名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 山本 守

公認会計士 杉山 勝

b. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 6名

⑨ 弁護士等その他の第三者の状況

当社は、弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律全般についてアドバイスを受けております。

⑩ 株式の保有状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

2銘柄 57,884千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑪ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

⑫ 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑬ 剰余金の配当の決定機関

当社は、機動的な利益還元を可能とする資本政策を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

⑭ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑮ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の進行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑯ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の代表取締役社長である塩田元規は、自身の資産管理会社である株式会社サンクピアの持分を含め、当社株式の過半数を有しており支配株主に該当いたします。支配株主との取引等を行う場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、支配株主以外の株主の利益が害されないよう考慮することとしております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	4,000	300	11,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	4,000	300	11,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場を前提とした短期調査に関する業務であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、財務・会計専門情報誌の定期購読及び監査法人等が主催するセミナーへの積極的な参加を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 940,417	※2 2,160,396
売掛金	430,098	735,702
繰延税金資産	18,246	9,220
その他	88,437	25,974
流動資産合計	1,477,200	2,931,293
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,762	54,650
減価償却累計額	△412	△3,120
建物及び構築物（純額）	9,349	51,530
工具、器具及び備品	9,227	14,622
減価償却累計額	△2,015	△4,197
工具、器具及び備品（純額）	7,211	10,424
有形固定資産合計	16,561	61,954
無形固定資産		
ソフトウェア	80,669	112,128
無形固定資産合計	80,669	112,128
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 1,160	※1 260,044
繰延税金資産	4,221	23,058
その他	31,717	49,911
投資その他の資産合計	37,099	333,014
固定資産合計	134,329	507,097
資産合計	1,611,530	3,438,391

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	144,061	163,914
短期借入金	※2 200,000	67,500
1年内返済予定の長期借入金	※2 107,232	※2 77,232
未払金	141,668	256,702
未払法人税等	214,776	115,998
前受金	152,485	343,959
その他	46,907	117,283
流動負債合計	1,007,131	1,142,590
固定負債		
長期借入金	※2 193,951	※2 106,719
固定負債合計	193,951	106,719
負債合計	1,201,082	1,249,309
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,000	700,930
資本剰余金	—	699,930
利益剰余金	409,447	778,124
株主資本合計	410,447	2,178,984
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	—	5,298
その他の包括利益累計額合計	—	5,298
新株予約権	—	4,799
純資産合計	410,447	2,189,082
負債純資産合計	1,611,530	3,438,391

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成27年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,626,965
売掛金	1,118,035
その他	113,949
流動資産合計	3,858,950
固定資産	
有形固定資産	107,179
無形固定資産	
ソフトウェア	106,911
無形固定資産合計	106,911
投資その他の資産	219,237
固定資産合計	433,328
資産合計	4,292,278
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	179,247
1年内返済予定の長期借入金	171,368
未払法人税等	387,267
その他	287,788
流動負債合計	1,025,671
固定負債	
長期借入金	447,796
固定負債合計	447,796
負債合計	1,473,467
純資産の部	
株主資本	
資本金	700,930
資本剰余金	699,930
利益剰余金	1,413,294
株主資本合計	2,814,154
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△141
その他の包括利益累計額合計	△141
新株予約権	4,799
純資産合計	2,818,811
負債純資産合計	4,292,278

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	2,136,797	4,344,948
売上原価	1,038,198	1,639,834
売上総利益	1,098,598	2,705,114
販売費及び一般管理費	※1 546,928	※1,※2 2,127,598
営業利益	551,670	577,515
営業外収益		
受取利息	28	487
為替差益	1,752	15,252
債務免除益	—	4,257
保険戻戻金	1,720	—
その他	578	397
営業外収益合計	4,078	20,395
営業外費用		
支払利息	1,148	4,060
その他	1	0
営業外費用合計	1,150	4,060
経常利益	554,599	593,851
特別損失		
減損損失	—	※3 2,526
特別損失合計	—	2,526
税金等調整前当期純利益	554,599	591,324
法人税、住民税及び事業税	230,942	232,459
法人税等調整額	△22,468	△9,811
法人税等合計	208,474	222,648
少数株主損益調整前当期純利益	346,124	368,676
当期純利益	346,124	368,676

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	346,124	368,676
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	—	5,298
その他の包括利益合計	—	※ 5,298
包括利益	346,124	373,975
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	346,124	373,975
少数株主に係る包括利益	—	—

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
売上高	3,926,570
売上原価	1,474,776
売上総利益	2,451,794
販売費及び一般管理費	962,636
営業利益	1,489,158
営業外収益	
受取利息	308
助成金収入	792
その他	84
営業外収益合計	1,185
営業外費用	
支払利息	1,271
為替差損	5,112
持分法による投資損失	99,759
営業外費用合計	106,143
経常利益	1,384,199
特別損失	
持分法による投資損失	※1 101,240
減損損失	※2 167,123
特別損失合計	268,363
税金等調整前四半期純利益	1,115,835
法人税等	480,666
四半期純利益	635,169
親会社株主に帰属する四半期純利益	635,169

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
四半期純利益	635,169
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△5,440
その他の包括利益合計	△5,440
四半期包括利益	629,729
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	629,729
非支配株主に係る四半期包括利益	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	1,000	63,323	64,323	64,323
当期変動額				
当期純利益		346,124	346,124	346,124
当期変動額合計	—	346,124	346,124	346,124
当期末残高	1,000	409,447	410,447	410,447

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000	—	409,447	410,447
当期変動額				
新株の発行	699,930	699,930		1,399,860
当期純利益			368,676	368,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	699,930	699,930	368,676	1,768,536
当期末残高	700,930	699,930	778,124	2,178,984

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	—	—	—	410,447
当期変動額				
新株の発行				1,399,860
当期純利益				368,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,298	5,298	4,799	10,097
当期変動額合計	5,298	5,298	4,799	1,778,634
当期末残高	5,298	5,298	4,799	2,189,082

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	554,599	591,324
減価償却費	24,655	64,666
減損損失	—	2,526
債務免除益	—	△4,257
受取利息及び受取配当金	△28	△487
支払利息	1,148	4,060
為替差損益 (△は益)	△4,068	△24,709
売上債権の増減額 (△は増加)	△310,363	△305,603
その他の資産の増減額 (△は増加)	△75,783	70,655
仕入債務の増減額 (△は減少)	87,890	19,812
未払金の増減額 (△は減少)	119,077	114,757
未払消費税等の増減額 (△は減少)	22,379	55,364
その他の負債の増減額 (△は減少)	132,867	206,803
その他	△701	11,316
小計	551,672	806,229
利息の受取額	28	487
利息の支払額	△1,297	△4,018
法人税等の支払額	△25,538	△338,867
営業活動によるキャッシュ・フロー	524,865	463,831
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△100,000	—
有形固定資産の取得による支出	△12,117	△50,510
無形固定資産の取得による支出	△102,399	△93,600
投資有価証券の取得による支出	—	△258,884
敷金及び保証金の差入による支出	△15,453	△27,825
敷金及び保証金の回収による収入	427	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△229,542	△427,820
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	148,758	△132,500
長期借入れによる収入	330,000	—
長期借入金の返済による支出	△28,817	△117,232
株式の発行による収入	—	1,399,860
新株予約権の発行による収入	—	4,799
財務活動によるキャッシュ・フロー	449,941	1,154,927
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,068	29,040
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	749,333	1,219,978
現金及び現金同等物の期首残高	91,084	840,417
現金及び現金同等物の期末残高	※ 840,417	※ 2,060,396

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

MonoTos株式会社

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

Akatsuki Limited.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 1社

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社(Akatsuki Limited.)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
MonoTos株式会社	5月31日 *

\*: 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	5年
工具、器具及び備品	4～15年

##### ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年又は5年)に基づいております。

#### (2) 重要な引当金の計上基準

##### イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上していません。

#### (3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- (5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

Akatsuki Taiwan Inc.

Akatsuki Taiwan Inc.については、当連結会計年度において、新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたMonoTos株式会社は、平成26年4月1日付で株式会社アカツキに吸収合併されました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

Akatsuki Limited.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社の名称等

クリームフィールド株式会社

クリームフィールド株式会社については、当連結会計年度において、株式を取得したため、持分法適用の関連会社としております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（Akatsuki Limited.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用の関連会社であるクリームフィールド株式会社の決算日は1月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年又は5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,160千円	202,160千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
定期預金	100,000千円	100,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	200,000千円	－千円
長期借入金(1年内返済予定額を含む)	186,668	103,072

3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	－千円	300,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	－	300,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
役員報酬	60,743千円	80,601千円
給与手当	19,246	82,966
回収手数料	99,274	50,061
広告宣伝費	219,140	1,274,007
研究開発費	—	284,539

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	—千円	284,539千円

※3 減損損失

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
本社(東京都目黒区)	事業用資産	ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯

ソーシャルゲーム事業の一部のサービスにつき、当初予定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて、減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

ソフトウェア 2,526千円

(4) 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用しております。ソーシャルゲーム事業の一部については、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、具体的な割引率の算定は行っておりません。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	—	5,298千円
その他の包括利益合計	—	5,298千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	100,000	—	—	100,000
合計	100,000	—	—	100,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会 計年度期 首	当連結会 計年度 増加	当連結会 計年度 減少	当連結会 計年度 末	
提出会社 (親会社)	第2回新株予約権 (注)1、2	普通株式	—	3,350	—	3,350	—
	合計	—	—	3,350	—	3,350	—

(注) 1. 第2回新株予約権の当連結会計年度増加は新株予約権の発行によるものであります。

2. 第2回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	100,000	4,545	—	104,545
A種優先株式(注)2	—	8,181	—	8,181
合計	100,000	12,726	—	112,726
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 普通株式の株式数の増加4,545株は、有償第三者割当での新株発行によるものであります。

2. A種優先株式の株式数の増加8,181株は、有償第三者割当での新株発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期 首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第2回新株予約権 (注) 2	普通株式	3,350	—	—	3,350	3,149
	第3回新株予約権 (注) 1、2	普通株式	—	15	—	15	1,650
合計		—	3,350	15	—	3,365	4,799

(注) 1. 第3回新株予約権の当連結会計年度増加は新株予約権の発行によるものであります。

2. 第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	940,417千円	2,160,396千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△100,000千円	△100,000千円
現金及び現金同等物	840,417千円	2,060,396千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借入による資金調達を実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理事業部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	940,417	940,417	—
(2) 売掛金	430,098	430,098	—
資産計	1,370,516	1,370,516	—
(1) 支払手形及び買掛金	144,061	144,061	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	107,232	107,232	—
(4) 未払金	141,668	141,668	—
(5) 未払法人税等	214,776	214,776	—
(6) 長期借入金	193,951	193,573	△377
負債計	1,001,689	1,001,312	△377

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	1,160

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	940,417	—	—	—
売掛金	430,098	—	—	—
合計	1,370,516	—	—	—

### 4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	107,232	87,232	64,692	25,992	16,035	—
合計	307,232	87,232	64,692	25,992	16,035	—

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借入による資金調達を実施する方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

###### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理事業部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,160,396	2,160,396	—
(2) 売掛金	735,702	735,702	—
資産計	2,896,098	2,896,098	—
(1) 支払手形及び買掛金	163,914	163,914	—
(2) 短期借入金	67,500	67,500	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	77,232	77,232	—
(4) 未払金	256,702	256,702	—
(5) 未払法人税等	115,998	115,998	—
(6) 長期借入金	106,719	106,620	△98
負債計	788,066	787,967	△98

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	260,044

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,160,396	—	—	—
売掛金	735,702	—	—	—
合計	2,896,098	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	67,500	—	—	—	—	—
長期借入金	77,232	64,692	25,992	16,035	—	—
合計	144,732	64,692	25,992	16,035	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,360株
付与日	平成26年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成36年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	5,360
失効	—
権利確定	—
未確定残	5,360
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

		第1回新株予約権
権利行使価格	(円)	940
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 行使されたストック・オプションはありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員8名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 5,360株	普通株式 1,050株
付与日	平成26年3月31日	平成27年1月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成36年3月31日	自 平成29年1月14日 至 平成37年1月13日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	5,360	—
付与	—	1,050
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	5,360	1,050
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	940	110,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 584,561千円

(2) 権利行使されたストックオプションはありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成26年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	18,246千円
一括償却資産	1,019
減価償却超過額	4,580
その他	317
繰延税金資産小計	24,164
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	24,164
繰延税金負債	
保険積立金	△1,696
繰延税金負債合計	△1,696
繰延税金資産の純額	22,468

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	8,287千円
一括償却資産	6,742
減価償却超過額	15,620
その他	1,628
繰延税金資産小計	32,279
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	32,279
繰延税金負債の純額	32,279

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が

見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 MonoTos株式会社

事業の内容 ソーシャルゲーム事業

(2) 企業結合日

平成26年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社アカツキを存続会社、MonoTos株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後の企業の名称

株式会社アカツキ

(5) その他取引の目的を含む取引の概要

MonoTos株式会社は当社の100%子会社であり、設立以来、当社からイラスト系の業務を発注しておりましたが、このたび、当社はグループ内における経営の効率化をより一層進めるため、同社を吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社グループは、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループは、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ディー・エヌ・エー	721,211	ソーシャルゲーム事業
Google Inc.	669,522	ソーシャルゲーム事業
Apple Inc.	513,096	ソーシャルゲーム事業

(注) 株式会社ディー・エヌ・エー及びGoogle Inc.並びにApple Inc.に対する販売実績は、当社グループが同社等を介して行う課金サービスのユーザーに対する利用料の総額であります。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	合計
41,213	20,741	61,954

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Google Inc.	1,833,798	ソーシャルゲーム事業
Apple Inc.	1,007,118	ソーシャルゲーム事業
株式会社バンダイナムコスタジオ	667,569	ソーシャルゲーム事業

(注) Google Inc. 及びApple Inc. に対する販売実績は、当社グループが同社等を介して行う課金サービスのユーザーに対する利用料の総額であります。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループは、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	塩田 元規	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 45.0 間接 22.0	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注2）	246,668	-	-
						債務被保証	本社事務所賃貸借契約に対する債務被保証（注3）	-	-	-

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の銀行借入に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、年間の賃借料は33,561千円となっております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	塩田 元規	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 39.9 間接 19.5	債務被保証	本社事務所賃貸借契約に対する債務被保証（注2）	-	-	-

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、年間の賃借料は57,180千円となっております。

（開示対象特別目的会社関係）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	41.04円
1株当たり当期純利益金額	34.61円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成27年10月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額(千円)	346,124
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	346,124
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数8,710個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	122.85円
1株当たり当期純利益金額	33.05円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
3. 当社は、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額(千円)	368,676
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	368,676
普通株式の期中平均株式数(株)	普通株式 10,392,200 A種優先株式 764,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数9,775個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(共通支配下の取引等)

当社は、平成25年12月31日開催の取締役決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるMonoTos株式会社を吸収合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 MonoTos株式会社  
事業の内容 ソーシャルゲーム事業

(2) 企業結合日

平成26年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社アカツキを存続会社、MonoTos株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後の企業の名称

株式会社アカツキ

(5) その他取引の目的を含む取引の概要

MonoTos株式会社は当社の100%子会社であり、設立以来、当社からイラスト系の業務を発注しておりましたが、このたび、当社はグループ内における経営の効率化をより一層進めるため、同社を吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

(第三者割当による新株発行)

1. 当社は、平成26年4月24日開催の取締役会において、Globis Fund IV, L.P.及びグロービス4号ファンド投資事業有限責任組合に対し、第三者割当の方法により新株を発行することを決議し、平成26年4月30日付で払込を受けております。

① 発行する株式の種類及び数	A種優先株式 8,181株
② 発行価額	1株につき110,000円
③ 発行価額の総額	899,910,000円
④ 資本組入額	449,955,000円(1株につき55,000円)
⑤ 割当方法	第三者割当による新株の発行
⑥ 割当先及び割当株数	Globis Fund IV, L.P. 3,066株 グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 5,115株
⑦ 払込期日	平成26年4月30日
⑧ 資金の使途	開発体制や広告宣伝の強化、ならびに台湾法人設立等

2. 当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、株式会社リンクアンドモチベーションに対し、第三者割当の方法により新株を発行することを決議し、平成26年5月30日付で払込を受けております。

① 発行する株式の種類及び数	普通株式 4,545株
② 発行価額	1株につき110,000円
③ 発行価額の総額	499,950,000円
④ 資本組入額	249,975,000円(1株につき55,000円)
⑤ 割当方法	第三者割当による新株の発行

⑥ 割当先及び割当株数	株式会社リンクアンドモチベーション 4,545株
⑦ 払込期日	平成26年5月30日
⑧ 資金の用途	開発体制や広告宣伝の強化、ならびに台湾法人設立等

(重要な子会社の設立)

当社は、平成26年6月12日開催の取締役会において、台湾に子会社を設立することを決議しました。

1. 設立の目的

当社グループの海外戦略として重点エリアと位置付けている中国語圏へのゲーム展開の拠点とすることを目的として、子会社設立を決定しました。

2. 設立する子会社の概要

① 名称	曉數碼股份有限公司 (Akatsuki Taiwan Inc.)
② 所在地	台湾台北市
③ 代表者	香田哲朗
④ 事業内容	スマートフォンサービスの企画開発、ソーシャルアプリの企画開発
⑤ 資本金	15,000,000台湾ドル
⑥ 設立年月日	平成26年7月1日
⑦ 出資比率	当社100%
⑧ 決算期	3月31日

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（株式分割及び単元株制度採用）

当社は平成27年10月21日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり株式分割を行い、平成27年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

#### 1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式分割により当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的とし、平成27年10月21日開催の取締役会決議に基づき、平成27年10月30日を効力発生日として、当社普通株式1株及びA種優先株式1株を100株に分割を実施するとともに、平成27年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成27年12月1日を効力発生日として100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成27年10月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式及びA種優先株式の所有する株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	104,545株
	A種優先株式	8,181株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	10,349,955株
	A種優先株式	809,919株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	10,454,500株
	A種優先株式	818,100株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	800,000,000株
	A種優先株式	200,000,000株

##### (3) 効力発生日

平成27年10月30日

##### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

#### 3. 単元株式数の採用

##### (1) 採用する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

##### (2) 効力発生日

平成27年12月1日

（A種優先株式の普通株式への転換並びに自己株式（A種優先株式）の償却）

当社は、平成27年11月12日付をもって、株主の請求に基づきA種優先株式の全て（818,100株）を自己株式として取得し、対価として普通株式818,100株を交付しております。その結果、発行済株式総数は普通株式のみの11,272,600株となっております。なお、当社が取得したA種優先株式については平成27年11月30日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。

優先株式の普通株式への転換状況

#### 1. 転換株式数

A種優先株式 818,100株

#### 2. 転換により増加した普通株式数 818,100株

#### 3. 増加後の発行済普通株式数 11,272,600株

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更を行っております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 個別財務諸表上、持分法適用関連会社に係る株式の減損処理を行ったことに伴い、当該持分法適用関連会社に係るのれん相当額を一時償却したものであります。

※2 ソーシャルゲーム事業の一部のサービスにつき、当初予定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

---

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成27年4月1日  
至 平成27年12月31日)

---

減価償却費

96,829千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

当社グループは、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	56.35円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	635,169
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	635,169
普通株式の期中平均株式数(株)	11,272,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権2種類(新株予約権の数86,700個) なお、これらの詳細は、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
4. 当社は、平成27年11月12日付でA種優先株式818,100株を普通株式818,100株に転換しており、A種優先株式の期中平均株式数を、普通株式に含めて記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	67,500	0.64	—
1年以内に返済予定の長期借入金	107,232	77,232	0.82	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	193,951	106,719	0.82	平成28年～30年
合計	501,183	251,451	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	64,692	25,992	16,035	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 935,200	※1 2,079,257
売掛金	430,098	735,702
前払金	80,071	—
前払費用	7,685	14,689
繰延税金資産	17,872	9,220
その他	450	11,185
流動資産合計	1,471,380	2,850,055
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,762	36,786
減価償却累計額	△412	△2,136
建物（純額）	9,349	34,649
工具、器具及び備品	9,227	10,309
減価償却累計額	△2,015	△3,746
工具、器具及び備品（純額）	7,211	6,563
有形固定資産合計	16,561	41,213
無形固定資産		
ソフトウェア	80,669	113,988
無形固定資産合計	80,669	113,988
投資その他の資産		
投資有価証券	—	57,884
関係会社株式	1,260	312,005
長期前払費用	1,350	3,415
敷金及び保証金	25,607	40,698
繰延税金資産	4,221	23,058
その他	4,760	299
投資その他の資産合計	37,199	437,361
固定資産合計	134,429	592,562
資産合計	1,605,809	3,442,618

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	179,173	175,585
短期借入金	※1 200,000	67,500
1年内返済予定の長期借入金	※1 107,232	※1 77,232
未払金	139,102	251,132
未払費用	4,652	9,085
未払法人税等	210,256	115,998
前受金	152,485	343,959
預り金	9,417	16,581
その他	32,523	87,496
流動負債合計	1,034,844	1,144,569
固定負債		
長期借入金	※1 193,951	※1 106,719
固定負債合計	193,951	106,719
負債合計	1,228,795	1,251,288
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	700,930
資本剰余金		
資本準備金	—	699,930
資本剰余金合計	—	699,930
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	376,014	785,670
利益剰余金合計	376,014	785,670
株主資本合計	377,014	2,186,530
新株予約権	—	4,799
純資産合計	377,014	2,191,329
負債純資産合計	1,605,809	3,442,618

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	2,136,797	4,344,948
売上原価	1,072,928	1,682,283
売上総利益	1,063,868	2,662,665
販売費及び一般管理費	※1 546,611	※1 2,080,095
営業利益	517,257	582,570
営業外収益		
受取利息	24	436
為替差益	1,752	17,794
債務免除益	—	4,257
保険戻戻金	1,720	—
その他	532	397
営業外収益合計	4,030	22,886
営業外費用		
支払利息	1,148	4,059
その他	1	0
営業外費用合計	1,150	4,059
経常利益	520,137	601,397
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	—	33,433
特別利益合計	—	33,433
特別損失		
減損損失	—	※2 2,526
特別損失合計	—	2,526
税引前当期純利益	520,137	632,304
法人税、住民税及び事業税	218,717	232,459
法人税等調整額	△22,094	△9,811
法人税等合計	196,623	222,648
当期純利益	323,513	409,656

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		145,744	12.4	181,146	10.2
II 経費	※1	1,026,922	87.6	1,594,507	89.8
当期総費用		1,172,667	100.0	1,775,654	100.0
他勘定振替高	※2	99,739		93,371	
当期売上原価		1,072,928		1,682,283	

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
業務委託費 (千円)	123,840	225,936
プラットフォーム利用料 (千円)	555,908	957,781
外注費 (千円)	142,864	115,691

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
ソフトウェア (千円)	99,739	93,371
合計 (千円)	99,739	93,371

3. 原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000	52,500	52,500	53,500	53,500
当期変動額					
当期純利益		323,513	323,513	323,513	323,513
当期変動額合計	—	323,513	323,513	323,513	323,513
当期末残高	1,000	376,014	376,014	377,014	377,014

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000	—	—	376,014	376,014	377,014
当期変動額						
新株の発行	699,930	699,930	699,930			1,399,860
当期純利益				409,656	409,656	409,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	699,930	699,930	699,930	409,656	409,656	1,809,516
当期末残高	700,930	699,930	699,930	785,670	785,670	2,186,530

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	377,014
当期変動額		
新株の発行		1,399,860
当期純利益		409,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,799	4,799
当期変動額合計	4,799	1,814,315
当期末残高	4,799	2,191,329

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年又は5年)に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年又は5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
定期預金	100,000千円	100,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	200,000千円	－千円
長期借入金(1年内返済予定額を含む)	186,668	103,072

2 当座貸越契約及びコミットメントライン契約(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	－千円	300,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	－	300,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58%、当事業年度64%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42%、当事業年度36%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
役員報酬	60,743千円	77,530千円
給与手当	19,246	72,286
回収手数料	99,274	50,061
広告宣伝費	219,140	1,272,704
研究開発費	－	284,539

※2 減損損失

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

当事業年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
本社(東京都目黒区)	事業用資産	ソフトウェア

(2)減損損失の認識に至った経緯

ソーシャルゲーム事業の一部のサービスにつき、当初予定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて、減損損失を認識しております。

(3)減損損失の金額

ソフトウェア 2,526千円

(4) 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用しております。ソーシャルゲーム事業の一部については、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、具体的な割引率の算定は行っておりません。

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額1,260千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式109,845千円、関連会社株式202,160千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	17,872千円
一括償却資産	1,019
減価償却超過額	4,580
その他	317
繰延税金資産小計	23,790
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	23,790
繰延税金負債	
保険積立金	△1,696
繰延税金負債合計	△1,696
繰延税金資産の純額	22,094

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	8,287千円
一括償却資産	6,742
減価償却超過額	15,620
その他	1,628
繰延税金資産小計	32,279
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	32,279
繰延税金資産の純額	32,279

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

連結財務諸表の「注記事項 (重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(株式分割及び単元株制度採用)

当社は平成27年10月21日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり株式分割を行い、平成27年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株式制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式分割により当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的とし、平成27年10月21日開催の取締役会決議に基づき、平成27年10月30日を効力発生日として、当社普通株式1株及びA種優先株式1株を100株に分割を実施するとともに、平成27年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成27年12月1日を効力発生日として100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年10月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式及びA種優先株主の所有する株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	104,545株
	A種優先株式	8,181株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	10,349,955株
	A種優先株式	809,919株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	10,454,500株
	A種優先株式	818,100株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	800,000,000株
	A種優先株式	200,000,000株

(3) 効力発生日

平成27年10月30日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	37.70円
1株当たり当期純利益金額	32.35円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	123.07円
1株当たり当期純利益金額	36.72円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

### 3. 単元株式数の採用

#### (1) 採用する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

#### (2) 効力発生日

平成27年12月1日

#### (A種優先株式の普通株式への転換)

当社は、平成27年11月12日付をもって、株主の請求に基づきA種優先株式の全て(818,100株)を自己株式として取得し、対価として普通株式818,100株を交付しております。その結果、発行済株式総数は普通株式のみの11,272,600株となっております。なお、当社が取得したA種優先株式については平成27年11月30日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。

#### 優先株式の普通株式への転換状況

##### 1. 転換株式数

A種優先株式 818,100株

##### 2. 転換により増加した普通株式数 818,100株

##### 3. 増加後の発行済普通株式数 11,272,600株

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有 価証券	株式会社ツクルバ	45	30,150
		株式会社フーモア	68	27,734
		小計	113	57,884
計			113	57,884

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,762	27,023	—	36,786	2,136	1,723	34,649
工具、器具及び備品	9,227	2,410	1,327	10,309	3,746	3,058	6,563
有形固定資産計	18,989	29,433	1,327	47,095	5,882	4,781	41,213
無形固定資産							
ソフトウェア	102,399	95,460	2,526 (2,526)	195,332	81,344	59,614	113,988
無形固定資産計	102,399	95,460	2,526 (2,526)	195,332	81,344	59,614	113,988
長期前払費用	1,500	3,250	—	4,750	1,334	1,184	3,415

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア ソーシャルゲーム開発費 95,460千円

2. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料（注1）
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://aktsk.jp/">http://aktsk.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
2. 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年 3月31日	塩田 元規	東京都目黒区	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	株式会社サンクピア 代表取締役社長 塩田 元規	東京都目黒区上目黒一丁目1番5号	特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) (注4)	22,000	20,680,000 (940) (注)4	所有者の事情による
平成26年 3月31日	香田 哲朗	東京都渋谷区	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)	株式会社Owl Age 代表取締役社長 香田 哲朗	東京都目黒区上目黒一丁目1番5号	特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) (注4)	11,000	10,340,000 (940) (注)4	所有者の事情による
平成27年 11月12日	—	—	—	グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ 代表取締役社長 堀 義人	東京都千代田区二番町5番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	511,500	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)
平成27年 11月12日	—	—	—	Globis Fund IV, L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所弁護士 立石 則史	PO Box 10877, #10 Cayman Centre, Dorcy Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	306,600	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合に

は、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる」とされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

5. 移動価格は、時価純資産法により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

6. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動に係る「移動株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成26年4月30日	平成26年5月30日	平成26年3月31日	平成26年3月31日
種類	A種優先株式	普通株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権
発行数	8,181株	4,545株	普通株式 5,360株	普通株式 3,350株
発行価格	110,000円 (注)5	110,000円 (注)5	940円 (注)6	941円 (注)6
資本組入額	55,000円	55,000円	470円	471円
発行価額の総額	899,910,000円	499,950,000円	5,038,400円	3,152,350円
資本組入額の総額	449,955,000円	249,975,000円	2,519,200円	1,577,850円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	平成26年3月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成26年3月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	—	—

項目	新株予約権③	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	平成27年1月13日	平成27年1月13日	平成27年10月31日	平成27年10月31日
種類	第3回新株予約権	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 15株	普通株式 1,050株	普通株式 22,200株	普通株式 64,500株
発行価格	110,001円 (注)6	110,000円 (注)6	1,250円 (注)6	1,250円 (注)6
資本組入額	55,001円	55,000円	625円	625円
発行価額の総額	1,650,015円	115,500,000円	27,750,000円	80,625,000円
資本組入額の総額	825,015円	57,750,000円	13,875,000円	40,312,500円
発行方法	平成27年1月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成27年1月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)4	(注)4	(注)4

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割り当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
  4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  5. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式、純資産方式及び類似会社比準方式を総合的に勘案し算定された価格であります。
  6. 新株予約権及びストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、新株予約権及びストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。
  7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	940円	1円
行使請求期間	平成28年4月1日から 平成36年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成36年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1円	110,000円
行使請求期間	平成28年4月1日から 平成36年3月31日まで	平成29年1月14日から 平成37年1月13日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1,250円	1,250円
行使請求期間	平成29年10月30日から 平成37年10月29日まで	平成29年10月30日から 平成37年10月29日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

8. 新株予約権①について、退職により従業員1名30株分の新株予約権は、当社が自己新株予約権として保有しております。
9. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びB種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記新株予約権⑤及び新株予約権⑥を除く「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
グロービス4号ファンド 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ 代表取締役社長 堀 義人	東京都千代田区二番町5番1号	投資業	5,115	562,650,000 (110,000)	-
Globis Fund IV, L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石則史	PO Box 10877, #10 Cayman Centre, Dorcy Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	投資業	3,066	337,260,000 (110,000)	-

- (注) 1. グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合及びGlobis Fund IV, L.P. は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

### 株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社リンクアンドモチベーション 代表取締役会長 小笹芳央 代表取締役社長 坂下英樹 資本金979百万円	東京都中央区銀座三丁目7番3号	モチベーションエンジニアリングによる企業変革コンサルティング モチベーションマネジメント事業 (人事・教育支援) エントリーマネジメント事業(採用・動員支援)	4,545	499,950,000 (110,000)	-

- (注) 1. 株式会社リンクアンドモチベーションは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権の付与（ストック・オプション）①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
橋本 雄祐	東京都板橋区	会社員	3,000	2,820,000 (940)	当社の従業員
香田 哲朗	東京都目黒区	会社役員	1,650	1,551,000 (940)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
安納 達弥	東京都渋谷区	会社員	500	470,000 (940)	当社の従業員
戸塚 佑貴	東京都目黒区	会社員	50	47,000 (940)	当社の従業員
田中 勇輔	東京都目黒区	会社員	50	47,000 (940)	当社の従業員
吉澤 馨	神奈川県鎌倉市	会社員	30	28,200 (940)	当社の従業員
豊島 広紀	東京都目黒区	会社員	25	23,500 (940)	当社の従業員
藤田 真也	東京都目黒区	会社員	25	23,500 (940)	当社の従業員

(注) 1. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権の付与②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
塩田 元規	東京都目黒区	会社役員	3,350	3,152,350 (941)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)

(注) 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権の付与③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
石倉 孝彦	東京都江東区	会社役員	15	1,650,015 (110,001)	特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)

(注) 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権の付与（ストック・オプション）④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
小川 智也	東京都渋谷区	会社役員	1,050	115,500,000 (110,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、平成27年10月30日付で普通株式1株及びA種優先株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権の付与（ストック・オプション）⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
豊島 広紀	東京都目黒区	会社員	1,000	1,250,000 (1,250)	当社の従業員
戸塚 佑貴	東京都目黒区	会社員	1,000	1,250,000 (1,250)	当社の従業員
柿沼 睦子	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1,000	1,250,000 (1,250)	当社の従業員
田中 勇輔	東京都目黒区	会社員	1,000	1,250,000 (1,250)	当社の従業員
藤田 真也	東京都目黒区	会社員	1,000	1,250,000 (1,250)	当社の従業員
小山 佑紀	東京都港区	会社員	1,000	1,250,000 (1,250)	当社の従業員
山本 和哉	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	1,000	1,250,000 (1,250)	当社の従業員
Verstegen Rens	東京都杉並区	会社員	1,000	1,250,000 (1,250)	当社の従業員
高木 俊之	東京都目黒区	会社員	1,000	1,250,000 (1,250)	当社の従業員
馬場 達也	東京都目黒区	会社員	700	875,000 (1,250)	当社の従業員
Kim Jung In	東京都練馬区	会社員	700	875,000 (1,250)	当社の従業員
立山 早	東京都目黒区	会社員	700	875,000 (1,250)	当社の従業員
Gorshunov Oleg	東京都目黒区	会社員	700	875,000 (1,250)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
藤本 龍司	東京都中野区	会社員	700	875,000 (1,250)	当社の従業員
吉澤 馨	神奈川県鎌倉市	会社員	500	625,000 (1,250)	当社の従業員
宮島 亮	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	500	625,000 (1,250)	当社の従業員
坪岡 章仁	東京都目黒区	会社員	500	625,000 (1,250)	当社の従業員
野澤 智信	東京都目黒区	会社員	500	625,000 (1,250)	当社の従業員
Lo Wei Chen	千葉県船橋市	会社員	500	625,000 (1,250)	当社の従業員
Li Fang	東京都新宿区	会社員	500	625,000 (1,250)	当社の従業員
山口 修平	東京都新宿区	会社員	500	625,000 (1,250)	当社の従業員
小能 拓己	東京都目黒区	会社員	500	625,000 (1,250)	当社の従業員
南雲 卓也	東京都江戸川区	会社員	500	625,000 (1,250)	当社の従業員
岡田 尚博	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員
Chen Shixin	東京都目黒区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員
宮本 雄大	東京都江戸川区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員
柴田 陽一	東京都港区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員
秋末 真志	東京都渋谷区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員
新地 皓貴	東京都渋谷区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員
湯前 慶大	神奈川県川崎市中央区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山田 邦明	東京都渋谷区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員
三宅 秀幸	東京都世田谷区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員
高木 瞬	東京都目黒区	会社員	300	375,000 (1,250)	当社の従業員
谷口 大樹	東京都渋谷区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
村上 一帆	東京都港区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
諫山 洋平	東京都品川区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
柿崎 貴也	神奈川県横浜市青葉区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
山田 沙知枝	東京都目黒区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
朝岡 優太	東京都目黒区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
速水 康	東京都台東区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
小菅 英之	東京都目黒区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
仲田 理樹	東京都目黒区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
山崎 友貴	東京都世田谷区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員
徳山 文晟	東京都渋谷区	会社員	200	250,000 (1,250)	当社の従業員

新株予約権の付与(ストック・オプション)⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
横井 明文	東京都調布市	会社員	18,000	22,500,000 (1,250)	当社の従業員
勝屋 久	東京都品川区	会社役員	6,000	7,500,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
Verstegen Rens	東京都杉並区	会社員	6,000	7,500,000 (1,250)	当社の従業員
山口 修平	東京都新宿区	会社員	6,000	7,500,000 (1,250)	当社の従業員
田中 勇輔	東京都目黒区	会社員	3,000	3,750,000 (1,250)	当社の従業員
山本 和哉	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	3,000	3,750,000 (1,250)	当社の従業員
馬場 達也	東京都目黒区	会社員	3,000	3,750,000 (1,250)	当社の従業員
立山 早	東京都目黒区	会社員	3,000	3,750,000 (1,250)	当社の従業員
吉澤 馨	神奈川県鎌倉市	会社員	3,000	3,750,000 (1,250)	当社の従業員
村上 一帆	東京都港区	会社員	3,000	3,750,000 (1,250)	当社の従業員
野澤 智信	東京都目黒区	会社員	1,500	1,875,000 (1,250)	当社の従業員
宮本 雄大	東京都江戸川区	会社員	1,500	1,875,000 (1,250)	当社の従業員
新地 皓貴	東京都渋谷区	会社員	1,500	1,875,000 (1,250)	当社の従業員
湯前 慶大	神奈川県川崎市中央区	会社員	1,500	1,875,000 (1,250)	当社の従業員
山田 邦明	東京都渋谷区	会社員	1,500	1,875,000 (1,250)	当社の従業員
三宅 秀幸	東京都世田谷区	会社員	1,500	1,875,000 (1,250)	当社の従業員
小倉 将	東京都品川区	会社員	1,500	1,875,000 (1,250)	当社の従業員

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
塩田 元規 (注) 1, 2	東京都目黒区	4,835,000 (335,000)	39.19 (2.72)
香田 哲朗 (注) 1, 3	東京都渋谷区	2,365,000 (165,000)	19.17 (1.34)
株式会社サンクピア (注) 1, 6	東京都目黒区上目黒一丁目1番5号	2,200,000	17.83
株式会社Owl Age (注) 1, 6	東京都目黒区上目黒一丁目1番5号	1,100,000	8.92
グロービス4号ファンド投資事 業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区二番町5番1号	511,500	4.15
株式会社リンクアンドモチベー ション (注) 1	東京都中央区銀座三丁目7番3号	454,500	3.68
Globis Fund IV, L.P. (注) 1	PO Box 10877, #10 Cayman Centre, Dorcy Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	306,600	2.49
橋本 雄祐 (注) 5	東京都板橋区	300,000 (300,000)	2.43 (2.43)
小川 智也 (注) 3	東京都渋谷区	105,000 (105,000)	0.85 (0.85)
安納 達弥 (注) 5	東京都渋谷区	50,000 (50,000)	0.41 (0.41)
横井 明文 (注) 5	東京都調布市	18,000 (18,000)	0.15 (0.15)
田中 勇輔 (注) 5	東京都目黒区	9,000 (9,000)	0.07 (0.07)
Verstegen Rens (注) 5	東京都杉並区	7,000 (7,000)	0.06 (0.06)
山口 修平 (注) 5	東京都新宿区	6,500 (6,500)	0.05 (0.05)
吉澤 馨 (注) 5	神奈川県鎌倉市	6,500 (6,500)	0.05 (0.05)
勝屋 久 (注) 3	東京都品川区	6,000 (6,000)	0.05 (0.05)
戸塚 佑貴 (注) 5	東京都目黒区	6,000 (6,000)	0.05 (0.05)
山本 和哉 (注) 5	埼玉県さいたま市浦和区	4,000 (4,000)	0.03 (0.03)
馬場 達也 (注) 5	東京都目黒区	3,700 (3,700)	0.03 (0.03)
立山 早 (注) 5	東京都目黒区	3,700 (3,700)	0.03 (0.03)
豊島 広紀 (注) 5	東京都目黒区	3,500 (3,500)	0.03 (0.03)
藤田 真也 (注) 5	東京都目黒区	3,500 (3,500)	0.03 (0.03)
村上 一帆 (注) 5	東京都港区	3,200 (3,200)	0.03 (0.03)
株式会社アカツキ (注) 7	東京都目黒区上目黒一丁目1番5号	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
野澤 智信 (注) 5	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
宮本 雄大 (注) 5	東京都江戸川区	1,800 (1,800)	0.01 (0.01)
新地 皓貴 (注) 5	東京都渋谷区	1,800 (1,800)	0.01 (0.01)
湯前 慶大 (注) 5	神奈川県川崎市中央区	1,800 (1,800)	0.01 (0.01)
山田 邦明 (注) 5	東京都渋谷区	1,800 (1,800)	0.01 (0.01)
三宅 秀幸 (注) 5	東京都世田谷区	1,800 (1,800)	0.01 (0.01)
石倉 壱彦 (注) 4	東京都江東区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
小倉 将 (注) 5	東京都品川区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
所有株式数1,000株の株主3名	—	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
所有株式数700株の株主3名	—	2,100 (2,100)	0.02 (0.02)
所有株式数500株の株主6名	—	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
所有株式数300株の株主5名	—	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
所有株式数200株の株主10名	—	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
計	—	12,336,800 (1,064,200)	100.00 (8.63)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)  
3. 特別利害関係者等 (当社取締役)  
4. 特別利害関係者等 (当社監査役)  
5. 当社の従業員  
6. 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)  
7. 新株予約権者の退職に伴い取得した自己新株予約権  
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
9. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

株式会社アカツキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アカツキの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アカツキ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

株式会社アカツキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アカツキの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アカツキ及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月4日

株式会社アカツキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アカツキの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アカツキ及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

株式会社アカツキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アカツキの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アカツキの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

株式会社アカツキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アカツキの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アカツキの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

